



近代日本外交百年史  
開国から国際連合加盟まで  
外務省監修

書肆心水

## 目次

### 第一章 幕末の外交

一 列強の極東進出	14
二 開国	16
三 通商条約締結	20
四 外交の紛糾	25
五 下関事件	30
六 英仏の対立	32

### 第二章 明治政府の成立より日清戦役へ

一 新政府の成立	38
二 明治初年の対外交渉	39
三 大陸政策の展開	43
四 条約改正	48

### 第三章 日清・日露戦争と大陸政策の進展

一 日清戦争	60
二 義和団事変	66

## 第四章

### 第一次大戦とワシントン会議

- |            |    |
|------------|----|
| 三 日英同盟     | 68 |
| 四 日露戦争     | 71 |
| 五 列国との協約   | 76 |
| 六 韓国併合     | 81 |
| 七 満洲問題     | 82 |
| 八 大戦前の世界情勢 | 86 |

## 第五章

### ワシントン体制下の外交

- |            |     |
|------------|-----|
| 一 幣原外交     | 106 |
| 二 対華不干涉政策  | 107 |
| 三 中国関税特別会議 | 108 |

## 第六章

### 満洲事変と国際連盟脱退

四　米国における排日	109
五　日ソ国交の回復	110
六　田中外交	112
七　山東出兵	114
八　ロンドン軍縮会議	117
一　満洲事変の勃発	120
二　事変の拡大	121
三　満洲事変と米・英両国	123
四　上海事変の勃発	126
五　満洲国の成立と五・一五事件	129
六　国際連盟脱退	127
七　連盟脱退後の外交政策	131
八　いわゆる天羽声明と軍縮会議の脱退	134
九　華北問題と二・二六事件	137
一〇　日独防共協定の締結	141

## 第七章 太平洋戦争前史

	序	146
1	日華事変	147
2	日独伊三国同盟と日ソ中立条約	177
3	南方政策の強行	203
4	日米交渉と太平洋戦争開戦	214
1	一 事変の勃発と拡大	147
2	新政権の樹立	157
3	列国との交渉	166
1	一 端緒と第一次近衛内閣	177
2	二 平沼内閣と五相会議	182
3	三 米内内閣の崩壊	186
4	四 近衛首相と松岡外相	188
5	五 三国同盟成立	192
6	六 日ソ中立条約と独ソ開戦	197
1	一日・蘭交渉と有田声明	204
2	二 仏印進駐	206

## 第八章

### 戦時外交と終戦外交

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 一 野村大使起用と「日米諒解私案」 | 214 |
| 二 近衛首相等と松岡外相の意見衝突 | 222 |
| 三 第三次近衛内閣と日米交渉    | 225 |
| 四 東条内閣と太平洋戦争開戦    | 232 |

## 第九章

### 講和への歩み

- |                |     |
|----------------|-----|
| 一 日本の管理        | 270 |
| 二 講和問題の発足      | 271 |
| 三 アメリカ対日政策の転換  | 277 |
| 四 事実上の講和へ      | 277 |
| 五 「冷戦」の激化と対日講和 | 278 |
| 六 講和会議への準備     | 283 |

## 第十章 講和から独立へ

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| 一 サンフランシスコ平和会議  | 288 |
| 二 日本国との平和条約（公文） | 289 |
| 三 日米安全保障条約の成立   | 313 |
| 四 國際社会への復帰      | 316 |
| 五 独立日本の足どり      | 317 |

## 第十一章 国交調整と国際連合加盟

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| 一 対米関係調整               | 333 |
| 二 東南アジア諸国との国交調整および賠償問題 | 333 |
| 三 日ソ交渉                 | 333 |
| 四 國際連合加盟               | 313 |
| あとがき                   | 346 |
| 日本外交史略年表               | 347 |
| 索引                     | 382 |

# 近代日本外交百年史

開国から国際連合加盟まで

## 凡例

- 一、本書は外務省監修『日本外交百年小史』（一九五八年刊行改訂版、山田書院）の改題改版復刻である（底本には一九六二年刊行の第六版を使用した）。初版（一九五四年刊行）ではタイトルページに「外務省監修」と記されているが、改訂版のタイトルページには「外務省監修」のみが記されている（改訂版の表紙とカバージャケットも同じく「外務省監修 日米通信社編」と記されており、これは初版の版の再使用により残ったものと考えられるが、改訂初版（一九五八年刊行）の目次冒頭の書名まわりにそれはなく、その意図や事情は不明である。奥付では初版、改訂版ともに著作者の表示はなく、初版では「発行人 山田実」「編集所 日米通信社」「発行所 株式会社山田書房」と記され、改訂版では（改訂初版、第六版ともに）「編集兼発行人 山田実」「発行所 山田書院」と記されている。
- 一、この書肆心水版では巻頭二ページの序文（高田元三郎）を省いた。巻末の年表は元の本の年表から書肆心水が作成したもので、この書肆心水版では巻頭二ページの序文（高田元三郎）を省いた。巻末の年表は元の本の年表から書肆心水が作成したものである。
- 一、元の本に索引はなく、本書の索引は書肆心水が作成したものである。
- 一、本書では読みやすさを旨として左記の表記方針を採用した。
- 一、ごく一部に見られる旧字体漢字と旧仮名遣いは新字体漢字と現代仮名遣いにおきかえた。
- 一、送り仮名を現代的に加減し、句読点も加減調整した。また、読み仮名ルビを加えたところが多少ある。
- 一、現在一般に漢字表記が避けられる語などを平仮名表記に変更した。いっぽう現在ではむしろ漢字表記が望ましいと考えられるものを漢字表記におきかえた（例 固ろう→固陋）。また、片仮名語の固有名詞表記を現代的に変更したものがある。
- 一、字義の通じ合う漢字同士において、現在一般に使われないほうの用字を別のほうにおきかえた（例 到着→到着）。
- 一、同じ物事を示す語句の表記を統一した（例 満州／満洲 九箇国条約／九国条約）。
- 一、踊り字（繰り返し符号）は「々」以外文字におきかえた。「々」も現在の慣例により文字におきかえた場合がある（例 米国々務長官→米国国務長官）。
- 一、右記の処理は引用文についてもおこなつたが、条約文の表記は元の本のままにした。但し句点が使われていない条約文では一文の切れ目に一字分の空白を置き、例外処理として読み仮名ルビを補つた（条約文が原文通りでない——現代仮名遣い、拗音と促音の子文字表記、濁点など——場合でも元の本のままにした）。
- 一、「」での挿入は本書刊行所による注記である。

# 第一 章

## 幕末の外交

## 一 列強の極東進出

**近代外交の出発** 日本における近代外交史の出発は、嘉永六年（一八五三年）の米国艦隊来航より始めるのを通例とする。それは日本が従来固執して来た鎖国政策を放棄し、欧米諸国と和親、通商条約を締結するに至る機縁となつたからであり、換言すれば、近代的外交関係を持つて、国際社会に加入することになつたからである。しかしながら徳川幕府による幕末期の外交は自主的な立場における対等の外交関係を結んだのではなく、ただ単に近代的武力を背景に持つ欧米資本主義諸国の強要に屈服して、止むなく条約を結ばせられ、開港させられたのであって、幕府の行つた対外問題処理は受け身的、妥協的、屈従的態度で終始しており、それは外国の武力に対する劣敗感からばかりではなくて、實に国際法上の無知と更に幕府自身が断乎たる方針を行う政治力に乏しく、攘夷論者たち（天皇を中心とする京都派）の政治的結集、反幕勢力の擡頭を前に徒らに自己の無策無能を内外に暴露するのみで、國論を統一することが出来なかつたからであつた。

すでに幕府は老朽化した政治権力であつたから、一度び外圧が加わると、たちまち動搖してその崩壊を早めることになつたのである。これが幕末期の外交の国内史的意義であるけれども、世界史的には、極東の一角に残された最後の空白地帯が、欧米諸国の進出によつて埋められ、近代における世界史的連関が成立したのであつた。

**ロシア人の南下** もとより極東の一角に太平の夢をむさぼつていた鎖国日本を驚かせた最初はこの米国艦隊の来航ではなく、早くからシベリアを侵略し、十八世紀初頭にはカムチャツカに進出、引き続いて千島、樺太を南下し、交易通商を要求して來たロシア人であつた。ロシア人は同方面の毛皮貿易に活躍していたが、物資欠乏の補給を遠く本国に求める代りに、日本からこれを求める希望を強く持つてゐた。ロシア政府もまた現地からの勧告もあつて、対日使節を漂流民護送を名目として送つたのが、幕府の拒絶にあつた。ロシア

人の執拗な南下は、千島、蝦夷方面でしばしば衝突暴行事件を発生させ、北辺防備の声ようやく大となり、幕府でも蝦夷、樺太方面の実情調査、探検を試みたりしたが、ロシア本国ではナポレオンのモスクワ遠征、対露交渉はふつ通り断つに至った。以上の如きロシア人の南下に伴う日露交渉はここでは多く語る必要はないであろう。更にまたそのしばしば来航した英米船の引き起した諸事件についても省略が許されるであろう。何故なら、ロシア人に關しては彼等の活動源であった毛皮貿易に伴う対日要求と、欧米資本主義諸国の極東進出に伴う開港要求とは根本的にその意義を異にするからであり、散発的に来航する英米船は何れも本国政府の訓令に基いたものではなく、主として偶然的な機会と個人的動機によるものであつたからである。

**英國の大陸進出** それならば米国艦隊の来航前の日本の周辺はどうであつたか。すでに十八世紀の後半、フランス革命を経験した欧米では、封建制度を打破して自由、平等の思想が支配的となり、物的には蒸気機関等の機械の発明と採用によって、近代的大工業が勃興し、従来よりも廉価で、大量の製品をつくり出すようになつた結果、製品の販路と原料の獲得のために、海外に植民地や市場を求めて著しく進出するようになり、東洋方面にも、インド、シナ等の豊富な原料と大なる人口を有する大陸に向つて激烈な競争を展開するに至つた。欧洲における二大國イギリスとフランスとは、十八世紀以来好敵手として覇を争つたが、イギリスはインドにおいてフランスを圧倒して主権を確立し、当時唯一のシナ開港場廣東における貿易もまた他国を圧倒して、最も華々しく活動したが、インド産の阿片を大量にシナに輸入するという非人道的な行為に端を発してついに阿片戦争をひき起し、強力な海軍力と武器によつて清国の抗争を一蹴し、一八四三年南京条約を締結し、廣東等五港を開放し、英國はここに対華貿易の基礎を確立すると共に、清国は半植民地に転落した。

**米国の太平洋航路** かくして、英國の極東進出はフランス以下諸国を圧倒的に引きはなして活動を続けたが、この英國の対華貿易の王座に迫るものに新興米国があつた。十八世紀後半以来、米国の活動はとみに活潑化し、すでに十九世紀中頃に近づき北部地方を中心とする産業革命の成果が次第に現われ始め、一八四〇年代以降に

はシナ大陸を有望な市場として、大きな関心を持ち始めていた。更に嘉永元年（一八四八年）にカリフォルニアに金鉱が発見せられると、同地方は一朝にして無人の曠野から繁華な都会と変り、太平洋沿岸地方とシナ市場とを結ぶ航路がここに考えられ始めた。

当時米国の海運界は正に黄金時代といわれ、その造船技術快走帆船は優秀で、季節的なシナ産の茶を短時日に欧米に輸送する点では他の追随を許さず、対華貿易において英國と激しい競争を行っていたので、この際太平洋横断汽船航路の開設により一挙に英國を制圧しようとする意気込みさえ示した。しかし、当時の汽船は未だ貨物輸送の点で帆船との競争能力がなかった。それは単式機関で石炭を多量に消費するため、寄港地に乏しい太平洋航路では、炭庫に場所をとられて貨物積載量が少なかつたからである。従つて同航路開設に当つては中間寄港地を必要とし、その候補地として日本が採り上げられるに至つたのである。米国の対日関心についてはこれより先、文政年間〔一八一八年—一八三〇年〕より捕鯨船が鯨の群を追つて、日本近海に集るもの多く、従つてまた本邦に漂着する難破船もしばしばあり、幕府はそのたびに漂民を長崎から送還したが、その取扱いが全く囚人の如きもので、人道に甚しく反するものがあつたと、米本国においては憤激の声が高まつた。

嘉永二年長崎より米国捕鯨船の漂民を送還して帰ったプレブル号艦長グリン中佐は、一八五一年（嘉永四年）兵力に訴えても日米間に通商条約を締結する要ありと大統領に建議した。間もなく東インド艦隊司令官オーリックもまた日本開国の必要を当局に進言し、ついに彼が遣日特使に任命せられたが途中免職となり、海軍代将ペリーが彼に代つて司令官に任せられると共に、遣日使節の任も引継がれることになった。ペリーの対日使命は、（イ）米国遭難船員の生命財産の保護、（ロ）米船に対する薪水食糧の補給、（ハ）日本沿岸の一港または近海の一島に貯炭所の設置、（ミ）日本の港における貿易であった。

## ペリー来航

嘉永六年六月三日（一八五三年七月八日）ペリーの率いる旗艦サスケハナ号以下四隻の米国

隊が浦賀沖に現われ、国書の受領を要求した。ペリーは、従来日本を開国せしめようとして失敗した幾多の先例にかんがみ、日本の開国に成功する唯一の道はあくまで対等の位置で交渉し、決して日本側の外交辞令に妥協することなく、場合によつては武力に訴えても日本人側の排他的独尊的態度を破り、星条旗の尊厳を守ることだと確信していた。幕閣ではすでに前年の嘉永五年六月長崎に来任したオランダ商館長ドンケル・クルティウスのもたらした情報によつて、米国艦隊の来航を知つてはいたが、何ら施すべき対策もなすことなくペリーを迎えたのであつた。浦賀表から届けられる浦賀奉行の報告は、ペリーの態度の峻厳を告げて狼狽を極めており、一方ペリーは江戸湾を北上して羽田沖にまで至つて、江戸市街を遠望するほど接近して示威行動をとつたので、幕閣は大いに驚き要地に出兵を命じ警戒を厳重ならしめたが、とうてい必勝覚束ない戦闘を避け、平和の道を選んで、やむを得ず六月九日久里浜の地を指定して国書を受領した。当日米国側では四〇〇名の武装陸戦隊を揚陸、新たに設けられた埠頭と応接所間に整列せしめ、ペリー長官は旗艦から発射する礼砲十三発に送られて幕僚を従えて上陸し、大いに威容を示した。幕吏はその整々たる隊伍をみて眼をみはつたが、中には態度不遜なりとして大いに憤激した者もあつた。日本側全権は翌年回答する旨を表明したので、ペリーはこれに同意し、碇泊十日にして江戸湾を退去した。一時は今にも戦争が始まるとのではなかつたが、騒ぎで、緊張した空気につつまれ、老幼婦女および家財を郊外あるいは采邑地に避難させるなど混乱した江戸市街もここでようやく平静に帰つた。

ペリーは来航の途次琉球に寄港し、小笠原島で貯炭所用地としてロイド港（二見港）を在留米人から買収したのであつたが、帰路においては更に那覇に寄港、琉球当局に対し貯炭所の設置、貿易の自由を要求し、琉球当局の拒絶を圧して要求を貫徹した。ペリーは琉球、小笠原占領計画を持つていたがそれは実現しなかつた。

## 日米和親条約の締結

翌安政元年正月ペリーは、軍艦七隻を率い、浦賀沖を通過して江戸湾に入り神奈川沖に投錨した。かくして幕府は止むなく横浜に応接所を設けて商議し、三月三日（一八五四年三月三十一日）日

## 第二章

明治政府の成立より日清戦役へ

## 一 新政府の成立

**列国の新政府承認と局外中立** 慶應三年（一八六七年）十月十四日に徳川十五代將軍慶喜は大政奉還を行つたが、その後も対外折衝は依然として幕府によつて担当された。政權返還とはいえ幕府の意図は將軍を中心とする列藩會議の形式で幕末封建制の危機を切り抜けようとしたので、従つて外交交渉を幕府において担当するにさして矛盾を感じなかつたのである。しかし反幕派としては政權を幕府が返還した以上、外交交渉は朝廷側で処理するを至当とし、仏人モンブランに諮詢したりして準備を整えていた。十二月九日王政復古の大号令が発布され、摂政関白および幕府職制が廃絶され、總裁議定参与の三職が設置されたが、同日の小御所會議にて薩長の武力を背景に慶喜に対する辞官納地の要求があり、ここに新旧の二勢力が明確に対立し鳥羽伏見の戦端が開かれる。十二月十六日英仏米伊普蘭の六箇國使臣は仏公使ロッシュを代表として大阪城で慶喜と会見し、政權の所在を明らかにせんとしたが、慶喜は依然として外交問題を自ら処理する態度を持続し、一方新政府側にても十七日から十九日にかけて政權接受の通告文を審議しつつあつたが、両者とも時局收拾の政治構想は列藩會議による中央集権的な絶対主義を目標としていることは軌を一にし、単にそのヘグモニーの所在において敵対していたのである。従つて列国側としてはパークスを除き大部分の公使が未だ性格の不明なむしろ攘夷的色彩の強く見られる朝廷側よりも幕府に対しより信頼を抱いたのは当然であつた。かくして翌明治元年（一八六八年）正月三日に至り鳥羽伏見に戦火が起つたが、新政府において始めて外交機関を設置し外事務総裁以下の職制を定めたのが正月九日であつた。その二日後、いわゆる神戸事件が発生し列国は交渉の対手を朝幕いざれに求むべきか判然としなかつた。鳥羽伏見の役が勃発するや翌四日早くも幕府は列国に幕府以外への軍需品の供給禁止を要求したが、新政府は遅れて二十一日に列国公使に局外中立を要請し同二十五日外国公使団は局外中立を宣告するに至つた。その後二月三十日に天皇の外国使臣謁見が初めて行われたが、最も新政府に同

情的な英國公使パークスですら正式に新政府を承認して信任状を呈出したのは、官軍の江戸入城より遅れて閏四月一日であり他の仏、露、普、米等は政権の帰趨および新政府に対する不安からそれより半歳の間新政府を承認せず、十一月末に至つて初めて信任状を呈出し、年末に至つて列国は局外中立宣言を解除した。

## 二 明治初年の対外交渉

**新政府の不平等条約締結** 明治元年も末になつてようやく新政府は列国の承認を得て日本を代表する唯一の政府として对外折衝に従事するに至つた。明けて明治二年（一八六九年）正月には薩長土肥四藩主の版籍奉還白書が提出され、順次旧藩主を藩知事に任命するなど内外ともに中央政府の樹立に歩が進められた。しかし新政府の外交事務は幕府に比して決して手際の良いものではなく、大限重信の如きも「かつて堂々幕府の政策を非難せしにかかわらず、未だ安政条約の如何をも研究する所あらざりし」状態であつたのである。従つて新政府成立後締結せしドイツ北部連邦との修好通商航海条約や二年（一八六九年）九月調印の墺洪条約の加きは、先行諸条約の不備を外国側に有利に訂正せし点において幕末以来の不平等条約の典型とされるに至つた。

かく統一政権への歩みが徐々に進行していた時、樺太、朝鮮等日本の周辺地域の処理が具体的な問題として登場してきた。北方問題は接壤しているのがロシアであるので、他の欧米列国の産業資本的な要求とは異なる、より直接的な危機を胎蔵していた。

**ロシアの樺太進出** 樺太は幕末以来日露両国民雜居の地として明治におよんだが、明治二年に至りロシア側は積極的に兵員を派して進出して來た。英公使パークスは樺太におけるロシア南下の動向を注視していたが、彼は開戦の危険性を説き北海道を保全するためには樺太を放棄すべきだと新政府に警告を与えた。しかし丸山作樂外務大丞等は、ロシア南下により積極的な対抗策を抱いていたが、岩倉らも「今般新政府と相成り、百事変革の際に当り候間、仮令一寸の地にても減じ候儀は不快に存じ候間」と内政的考慮から積極策を支持するか

の如く見えた。しかし他方アメリカ公使デロンジに斡旋を依頼し打開策を講ぜんともしたが、その間、新たに開拓長官となつた黒田清隆は樺太放棄を上策とする意見書を提出するなど論議は沸騰した。結局米国公使も樺太放棄説に傾き問題は日露間の直接交渉に移されるに至つた。

**日清修好条規** 一方東洋の大國たる清国にも三年（一八七〇年）六月外務権大丞柳原前光を派遣して予備交渉をさせた結果、四年（一八七一年）四月に欽差全権大臣伊達宗城以下を遣わし、七月ついに日清修好条規十八条、通商章程三十二款、海関税則の調印を見た。これは日本清国両者にとって始めて締結された平等的な条約であったが、しかしこれは欧米諸国との片務的不平等条約を相互に承認したものである。この際日清同盟を締結するやの風聞が伝えられ欧米諸国の深甚なる注意を喚起し、また最恵国条款に均霑し得ず清国内地の通商権を獲得しなかつた点などに多くの不満があり、新条約の批准は六年（一八七三年）四月三十日副島外務卿の渡清に際して始めて行われた。

**廢藩置県** 明治も三、四年に至るまでは新政府の基盤は未だ弱体で農民一揆は頻発し、要路の人物の暗殺、陰謀等相繼ぎ不安な情勢であったが、新政府はいよいよ統一集権の実を擧げんと明治四年（一八七一年）七月十四日強圧的な廢藩置県を断行した。かくしてようやく開明的專制政治たる明治政府の名実備わる出発を見るに至るのである。

### 岩倉大使米欧回覧

**廃藩置県** 廃藩置県の強圧的な断行に何らの抵抗もなく成功した明治政府が第一に着手したのは、右大臣岩倉具視を正使とし木戸孝允、大久保利通、伊藤博文、山口尚芳を副使とする一行四十八名にのぼる使節団の欧米派遣であつた。一行は女子留学生も連れて明治四年（一八七一年）十一月横浜を出帆し米国サンフランシスコへ向つたが、その任務は政体更新の列国への通知、条約改正の予備商議、欧米諸国の制度機構の調査などであつた。条約改正商議は米国において予想外に具体化し、大久保、伊藤両副使は条約締結の委任状を得るために急遽帰朝したが内外の反対にあって結局見送るにとどめ欧州諸国にても何ら成果は得られず六年（一八七三年）五月帰朝した。しかし新政府の大官中堅が先進諸国の資本主義的発展の目覚ましい状況を一年

### 第三章

### 日清・日露戦争と大陸政策の進展

## 一 日清戦争

### 東学党の乱と日清両国の出兵

朝鮮においては甲申事変で独立党が勢力を失い、事大党が勢力を握ったため、清国の勢力は大いに進展し、日本の勢力は後退した。防穀令事件が起つて、なかなか解決しなかつたのもそのためである。明治二十三年（一八九〇年）朝鮮に派遣された袁世凱は清国の宗主権を確立するに努め、清国の勢力は朝鮮宮廷を威圧した。一方独立党の朴泳孝、金玉均等は日本に亡命していたが、朝鮮宮廷はこれを追求してやまず金玉均暗殺事件では、日本政府は何等の措置をも採る事が出来ず、金玉均を庇護していた日本在野の人々の激しい非難をあびた。明治二十六年（一八九三年）に起つた東学党の民乱は、翌年四月には全羅道における一大蜂起となり、五月の末には州都全州を陥れた。朝鮮政府はこれを鎮圧することが出来ず、京城すら危機を伝えられる程に拡大した。朝鮮政府は袁世凱の勧告によつて、清国に出兵を請い、李鴻章は六月四日出兵せしめ、八日には清国軍隊は牙山に上陸した。日本が天津条約に基いて清国から出兵の通告を受けたのは六月七日のことである。しかし、日本にあつては五月下旬以来在京城杉村臨時代理公使の電報によつて事態を重視し、折から帰朝中の大島公使に対して、六月四日、清国派兵の情形確実なる場合には、明治十五年済物浦条約第五款、明治十八年の天津条約によつて出兵する旨訓令を与えて帰任せしめた。翌五日には早くも出兵に関し閣議の決定をみ、動員令を下した。まことに堰を切つた奔流の如く迅速な処置であつた。二十六年十二月政府は第五議会を解し、「対外硬」に激昂した國權論は、広汎な民衆の支持をとらえ、政府にとつて、何事かなさんとする絶好の時節であつて、東学党の乱は正に朝鮮における勢力回復の機を狙つていた政府にとつて絶好の口実を生んだ。袁世凱にとつては日本の迅速な出兵は意外であった。日本は清国的通知を受けるや通告文中「属邦保護」の文字に対する抗議を「簡単なる抗議」とどめ、李鴻章との間に共同撤兵の交渉を行つた。しかしこれとは別に動員の下つた広島第五師団は統々と出発し、十三日には先遣部隊が仁川から京城に向つた。一

方大鳥公使が京城に到着した時はすでに、東学党の乱は治まり、京城は平穏に帰っていた。公使は過多の軍隊の到着に大いに驚き、再三撤回方を上申したが、「最早騎虎の勢い」であった。日本政府は日清両国共同して朝鮮の内政改革を行い、たとえ清国が拒絶しても単独で改革を行うことを十八日清国に提議したが、清国はこれを拒絶した。清国はあくまで同時撤兵を主張し、日本は両国共同の内政改革を提案する。日本側の目標は朝鮮における日本の勢力の挽回であり単独で行うとは清国勢力の排除を露骨に示したものに外ならない。

**宣戦布告** 大鳥公使は朝鮮政府に対し、先ず清国との宗属関係をただした。朝鮮政府は清国との関係を恐れてなかなか回答しなかったが、ついに独立国であることを回答した。こうして先ず清国の容喙を防いだ上、七月十九日大鳥公使は朝鮮政府に朝鮮の独立に抵触する条約廃棄を要求した。二十三日国王の父大院君が国政をとり、内政改革を行うことになった。袁世凱はこの間、日本の撤兵を策して韓国政府および外国公使に働きかけたが効なく、日清両国衝突が予想されるに至り、十八日帰国した。李鴻章は初め先手を打つて出兵し、宗主権確立を考えていたが、日本との衝突の危機が迫ったので、欧米諸国の調停を依頼して日本を牽制しようとした。利害関係の多いロシアとイギリスは、日本に撤兵を勧告した。ロシアの勧告は強硬なものであつた。李鴻章は清国の軍備不足を知っていたが、皇帝側近はこれを知らず、強硬派が占めており、李鴻章はこれを納得させることは出来なかつた。朝鮮政府は二十四日清韓条約を廃棄して清国軍隊の撤退を日本に請求、二十五日豊島沖における海軍の衝突となり、二十九日成歎、牙山における陸軍の衝突となり、三十日清国は日本に国交断絶を通告、八月一日両国は宣戦布告をして日清戦争は開始された。日本は九月十五日大本營を広島に進めた。九月十五日陸軍は平壌に進んで清国軍隊を破り、海軍は十七日黄海に北洋艦隊を破つた。第一軍は山県有朋が司令官となり、朝鮮より満洲に進出、第二軍は大山巖が司令官となつて十月二十四日遼島半島に上陸して、十一月六日金州を、二十一日旅順を占領し、更に翌明治二十八年（一八九五年）一月山東省に上陸して二月二日威海衛を占領し、海軍は北洋艦隊を攻撃して、十二日清国海軍を降伏せしめた。また南方に向つた部隊は澎湖島を占領した。

## 日清講和条約

日清両国が戦争状態となると、イギリス、ロシアは列国を誘って調停を試みたが、列国の政策は一致せず、いずれも成功しなかった。李鴻章は自ら和を乞うに至らず、列国の干渉を期待し、十二月には、天津海関税務使デットリングを伊藤博文のもとに送つて講和問題を探らせようとした。日本政府は早くより講和を考慮していたが、デットリングの資格が不備であるので応じなかつた。この時厳正中立を守っていたアメリカは日清両国駐劄公使に命じて講和斡旋を計らせた。ここにおいて両国はこれに応じ、清国は張蔭桓・邵友濂の両名を全権に任命して日本に派遣した。日本は総理大臣伊藤博文、外務大臣陸奥宗光を全権に任命し、両国全権は明治二十八年（一八九五年）二月一日広島で会見して委任状を交換した。しかし清国全権の資格が不十分であつたため、講和談判は開かれず清国全権は帰国した。このため清国は改めて李鴻章を全権に任命した。李鴻章は三月十九日下関に到着し、翌二十日から伊藤、陸奥両全権との間に講和談判が開始された。

李鴻章は講和に先立つて休戦を要求したが、日本全権が条件を提示したので、李鴻章はその要求を撤回した。ところが二十四日李鴻章が兎漠に傷つけられるという事件がおこり、日本朝野は震駭して、明治天皇は慰問の勅使を差遣された。そして日本は二十七日無条件休戦を許した。日本は朝鮮の独立、遼東半島・台湾・澎湖島の割譲、償金、沙市・重慶等の開港を要求したが、李鴻章は土地割譲に反対し、また償金の軽減を要求したが、結局日本の要求が通り、四月十七日日清講和条約は下関において両国全権により調印された。内容の主なものは、

一、清国は朝鮮が独立国である事を承認する。

一、清国は遼東半島、台湾、澎湖島を日本に割譲する。

一、清国は軍備賠償金庫平銀二億両を支払う。

一、沙市、重慶、蘇州、杭州を開く。

この講和条約批准交換は五月八日芝罘において、日本全権伊東巳代治と清国全権伍廷芳との間に行われ、これに基いて六月二日台灣基隆において樺山資紀と清国全権李經方との間に台灣ならびに澎湖島の授受を了つた。

第四章  
第一次大戦とワシントン会議

## 一 日独開戦

### 外交の一元化

日本が日露戦役の結果満洲における利権を継承して以来、満洲問題を中心として極東の情勢は経済的にもまた微妙な国際関係を現出した。米英資本を中心とする国際資本の満洲進出は日露間の接近を促し、数次にわたり日露協商が結ばれた。一面また日本は日英同盟の継続を計り、韓国を併合し、ここに日本本土と満洲との連繋を確保した。国際資本の攻勢を防ぐため後進資本主義国であるロシアと結びながら、一方英国资本を始めとして外国資本の導入の下に大陸における活動を統けて行かねばならぬ点に日本として大きな悩みがあった。またロシアとの戦争後新たに帝国主義活動のため軍備充実の要があり、一方不健全な財政を克服して内政の安定を計らねばならなかつた。このような国の内外における制約の中で、日本の外交政策を押し進めて行かねばならぬ苦心があつた。元老の期待の下に大正三年（一九一四年）四月十六日同志会總裁加藤高明との提携を基礎に大隈内閣は成立した。加藤は飽くまで軍の外交への容喙を拒否することを条件として外相就任を受諾し、外交の一元化を標榜した。彼が外相就任前駐英大使として英國にあつた際、閩東州租借地および南満洲鉄道安奉線の期限延長について英國政府の諒解を求め、日本の満洲における懸案解決についてグレー英国外相の同意を得ていたことはさきにも述べてきた通りで、彼はこの懸案解決についての交渉をいつの日か行う所存でいたのである。問題はただ時期であつた。

**加藤外相強引に押し切る** 大正三年（一九一四年）七月二十八日歐州大戦勃発するや八月四日英國は対独宣戦を布告し、早くも七日にはグリーン駐日大使を通じて加藤外相に援助を求め、英國の貿易を妨害するドイツ軍の索出撃滅を希望して來た。加藤にとつては絶好の機会である。その後閣議は参戦を決定し、翌日英國大使にこの旨を通告した。この迅速な決定に対しても異論が多かつた。反対する者の中にはドイツの勝利を信じていた者もあり、ドイツ軍隊に範をとつて成長した日本陸軍の中にはドイツの実力を高く評価した者もあつた。

第一回日英同盟締結當時から糸を引くいわゆる日露提携論と日英提携論との対立はやはりこの参戦問題にも現われており、山県、松方等の元老、政友会の高橋是清等は日露提携に熱意を示し、加藤の日英同盟一本の外交に対して不満を表明していた。英國政府でも日本の中国における活動を危惧し、海上貿易保護の範囲に日本の活動を局限せんとする態度に出で、ついには日本の軍事行動の見合せを望むとの通告を発した。加藤の強引な態度にはこれを阻止しようとする英國の努力も歯が立たず日本の参戦を認めざるを得なかつた。かくして八月十五日日本は、ドイツに対して最後通牒を送付した。それは日本およびシナ海洋方面よりドイツ艦艇の即時退去を求める事、ドイツの膠州湾租借地全部を中国に還附する目的を以て一九一四年九月十五日を限り無償無条件で日本に交付することを要求したものであつた。ドイツはこの最後通牒に対し八月二十三日の満期になつても返答をよこさなかつたため、ついに日独はここに国交を断絶した。

## 二 対華二十一箇条の要求

### 青島陥落

神尾中将の率いる軍隊は九月二日山東省竜口に上陸し、その力を駆つて濰県を占領し、山東鉄道を完全に掌握、青島はついに孤立して十一月七日陥落した。日独戦争が山東省の一角に波及した際、中国政府は中立宣言を発して戦争不介入の態度を明らかにし、日独の交戦地域を極く小部分に限ることによつて戦火の波及を防ごうとして、交戦地域について日本政府と協定したが、日本軍がその約を守らず濰県を占領し、更に山東鉄道を手に入れ管理經營に任づるにいたつて日本の態度を危惧し、一九一五年一月八日には一方的に山東省交戦地域撤廃を宣言し、日本軍の即時撤兵を要求した。一方加藤外相はこれより先、日置公使に帰朝命令を発して中日交渉実行に関する打合せを行つた。この意図をうけて大正四年（一九一五年）一月十八日中国政府に対して日置公使が提示したのが世にいう二十一箇条の要求である。これは五つの条項から成り、その項目は総計二十一ある。すなわち（一）山東省に関する項目が四つ、（二）南満洲および東部内蒙古に関する項目が七

つ、（三）漢治萍公司に関する項目が二つ、（四）沿岸不割譲に関するものが一つ、（五）その他の条項七つより成っていた。加藤外相の意図した南満洲問題の懸案解決の他に、こうした盛り沢山の要求となつたのは、外務省の小池（張造）政務局長が主として陸軍の要求を入れた結果であつたともいわれている。

**対華要求** 右の要求条項を中心に日置公使と陸徵祥との間に談判を重ねる事四箇月二十六回におよび中国は関東州租借期限延長だけは承認する意向を示したが、東部内蒙ゴーに関する問題および第五項の諸問題については絶対に交渉に応じなかつたので、日本政府もついにしびれを切らし元老会議と御前会議に諮つた後、五月七日最後通牒を発してこれを認めさせるという強硬手段をとつた。はじめ加藤はこの要求を英米露仏に内示したが、その中で第五項七箇条が含まれておらずこれを秘密にしたことが交渉の途次、だんだん漏れて新聞に出る有様で一般の疑惑を招いた。加藤は交渉上の都合から要求ではなく希望条件として提出したのだと言ひ訳はしたが疑惑は一掃することが出来ず、この二十一箇条の要求に対し不満を持つ列国に不信の念を植え付けた。殊に第五項というものは、（一）中央政府に政治および軍事顧問として有力なる日本人を雇用すること、（二）中国内地における日本の病院、寺院および学校に対し土地所有権を認むること、（三）必要の地方における警察を日華合同とするか、またはこれらの地方においては警察官庁に日本人を雇用すること、（四）日本より一定数量の兵器の供給を仰ぐか、または中国に日華合弁の兵器廠を設立し日本より技師および材料の供給を仰ぐこと、（五）武昌と九江南昌線とも連絡する鉄道および、南昌杭州間、南昌潮州間鉄道敷設権を日本に許与すること、（六）福建省における鉄道鉱山港湾の設備（造船所を含む）に関し外資を要する場合には先ず日本に協議すべき事、（七）中国における日本の布教権を認むることの七項であつた。

### 排日運動激化

これらの多くは中国の主権を侵害し、その独立を脅かすものであつたため、中國民衆の反感を呼び「日本ハ欧洲多故ヲ利用シ朝鮮併呑同一ノ条件承認ヲ迫リ五月七日武力最後通牒ヲナセリ。之レ我ノ生命財産ヲ強奪シ我ガ國家ヲ滅シテ其貪欲ニ供セントスルモノナリ。政府ハ内民力ニ顧ミ委曲求全セサル能ハサルモノアリテ讓歩媾和セリ。嗟我國民此奇辱ヲ受ク尚何ノ面目アツテ社会ニ存スル。夫レ五月七日ノ恥此生此

## 第五章

### ワシントン体制下の外交

## 一 幣原外交

**協調外交** 大戦が終局を告げ、ヴエルサイユ体制が一応形体を整えてヨーロッパの平和が維持されるとともに、東洋においてもワシントン会議を期として、列国の帝国主義活動は新たな様相を帶びて来る。日本においては官僚軍閥を背景とし西原借款を通じて対華経済進出を呼号した寺内内閣倒れるや、次に原敬内閣が出現し、政党政治が軌道に乗った。彼が斃れて後もしばらくの間、加藤友三郎、清浦等の中間的な官僚内閣が誕生したが、いずれも短命で、政党政治の基礎は強固を加えた。また大戦によって過度にふくれあがつた日本經濟を堅実な状態に安定させ、恐慌阻止と社会不安の防止に努めねばならなかつた加藤、若槻両内閣は、外に対しても激烈な民族主義の高揚を呼び、帝国主義打倒を標榜する中国の民衆運動に当面しなければならなかつた。幣原外交として有名な協調外交は、このような情況の中から生れ出たものである。

昭和二年（一九二七年）一月十八日第五十二議会における幣原外務大臣の演説はその本領をよく表明している（註、幣原外相は自ら演説草稿を鉛筆書きしている）。かれは日本の中国に対する外交政策を約言し、（一）中国の主権および領土保全を尊重し、その内争については絶対不干涉の主義を厳守する。（二）両国間の共存共榮の関係ならびに経済上の提携の増進、（三）道理ある中国の国民的希望に対して同情と好意とを以て迎えその実現に努力すること、（四）中国の現状に際しておよぶ限り忍耐、寛大の態度を執り、わが正当且つ重要ななる権利利益は飽くまでも合理的手段を尽してこれが擁護に努めることを強調した。更にまた日本外交の根本方針として「総ての列国に対し表裏なき友情を以て交わることが我が國の執るべき賢明なる筋途であつて、一切の國際問題も詮ずる所は德義の問題に帰する」と結んでいる。そこに一貫して流れている考え方とは、國際社会の協調を重んじ武力に訴えず合理的に外交を処理しようとする融和的な面が多分にあることである。このような性格を持った幣原外交が実際に歩んだ途をたどつて見よう。

## 二 対華不干渉政策

中国では辛亥革命の失敗のため分裂への動向がはつきりし出し、殊に袁世凱の死後は封建的な軍閥は各所に割拠したが、段祺瑞は北方で寺内内閣の援段政策により一時勢威をふるつたが、原内閣の成立とともに援段政策が清算されるや途端に打撃を受け、漸次凋落して行つた。しかし段派の将領達は北京周辺に蟠居して相拮抗した。又二十一箇条を契機として排日運動は盛んになり、それはパリ会議での山東問題の紛糾で拍車をかけた。五・四運動が全国に蔓延して、民衆運動が苛烈になるとともに段一派の勢力は攻撃の槍玉にあがり倒壊したが、各軍閥の割拠状態は依然として続き、南方に地盤をもつた中国国民党は中国統一政権として希望をつなぐに足る実力をもつまでに成長していた。国民軍の北上とともに革命の情熱の奔流は一に外国帝国主義に向けられた。殊に中国の中南部は外国権益の錯綜した地域であるため幾多の不祥事件が勃発し、外国居留民の生命財産に危害のおよんだ事は少なくなかつた。この状況下にあって幣原外相は専ら堅持する内政不干渉の立場によつて中国への出兵の抑制につとめた。殊に大正十四年（一九二五年）十一月満洲において郭松齡が張作霖に抗争した時に閻内では権益保護のため出兵論が盛んであったが彼はこれを抑えている間に郭松齡は自滅して幸い事なきを得た。

また国民軍の北上に際して昭和二年（一九二七年）四月漢口に暴動が起り日本租界が危機に陥つた時、英國は共同出兵を主張して日本の参加を誘つたが、やはりこれに反対を表明し、最小限度の陸戦隊の上陸を許しただけであつた。<sup>シャーカン</sup>また一九二七年の南京事件の時北伐軍の一部および暴民の群れが各国領事館および外人住宅を掠奪した際、下関に浮んでいた英米軍艦はこれに応じて砲撃を加え、ために暴動が日本領事館におよんだにかかわらず、日本軍はこの攻撃に参加せず武器輸送も隠密に行い中国側の刺戟を避けた。これらの非干渉の対策は日本に対する中國側の銃先をかわす事になつた。

大正十四年（一九二五年）五月の初め日本人経営の上海内外綿会社の工場ストライキを契機として外国人排斥運動が暴動と化した五・三〇事件には日本側が早く労働者側の要求を容れたため排外熱の炎は英國および中国人に向い日本人はその目標から免れた事件等がそれである。こうして排日運動はやがて排英運動に転換されて行つた。

### 三 中国関税特別會議

**日英衝突** ワシントン會議において決定した条項については相ついで解決がついた。大正十一年（一九二二年）六月には山東問題、十月にはシベリア撤兵完了、更に翌大正十二年四月には石井・ランシング協定廢棄等がそれである。一方同會議で懸案となつていた問題についても國際會議を開催して決定した問題が多かつたが、殊に中國の主權回復の一つとして重要視された中國關稅特別會議は大きな波瀾をよび、日英同盟以後初めて日英間の衝突を惹起した。この會議では中國は先ず關稅自主権案を提出したがその主たる点は、（一）列国は中國の關稅自主権を尊重すべき事を中國に向い正式に宣言し、かつ現行の諸條約の上に存在する一切の關稅上の制限を撤廃するに同意すること、（二）中國は國定稅率条例を遅くも民國十八年（一九二九年）一月一日までに実施すべく、その実施と同時に釐金を撤廃すべきを声明すること、という二つであつた。

大正十四年（一九二五年）十月二十六日より翌年七月三日にわたつて開催したこの會議は各軍閥割拠して、内戰の絶え間なく中國統一の理想と相距ること遠い状況のなかに続けられたのである。そのため各国は危惧の念をもつて眺めていたのに、日本は率先して中國側の提案に賛意を表した。各国も追随せざるを得なかつたが、折しも會議の最中反奉天派の連合運動より段祺瑞は下野し、一九二六年六月北京は全く無政府状態に陥つた。そこで英國側はこの好機をとらえ會議を打ち切る事を宣言したので會議はついに解消してしまつた。これもまた共存共榮ならびに經濟上の提携を増進しようとする幣原外交の特色を表わしたものということが出来る。

## 第六章

### 満洲事変と国際連盟脱退

## 一 満洲事変の勃発

**恐慌** 一九二九年（昭和四年）十月ニューヨークのウォール街を襲つた恐慌はついに全世界におよび、未曽有の世界的大恐慌となつた。大戦後、慢性恐慌に見舞われていた日本経済はその影響で破滅に瀕する有様であった。農産物の下落による農村の極度の不況、都会における失業者の増加は大きな社会不安を招來した。殊に人口過剰で資源の貧困な国では深刻な影響を蒙り、「持たざる国」としての焦燥感をいだき不満足な現状打開のために国家権力を強化し、個人の自由を抑え全体のために奉仕せしめるいわゆる全体主義の機構を確立し、抵抗力の弱い地域に進出することによつて自国の経済の自給自足の体制を確立しようとする方向に進むに至つた。ドイツのナチやイタリアのファシストは一面共産党の跋扈に刺戟せられたために起つたのであるが、その根底にはこのような動因があつた。日本もその例にもれずファシズム体制樹立の世界風潮の外に立つことは出来なかつた。

**三月事件** 中国においては田中外交による山東出兵、大陸への積極政策に対し頓に反日的風潮は高まつたが、昭和六年（一九三一年）には満洲における朝鮮人迫害に端を発した万宝山事件をはじめ日本人迫害事件は跡を絶たず、同年六月には日本参謀本部員中村震太郎大尉が興安嶺で虐殺に合う事件が起つた。一方張作霖なき跡を承けて立つた子の学良は蔣介石と提携し、満鉄併行線を中心とする満鉄包囲計画を着々と実行に移す有様で、これらの行動は満洲の治安維持と権益擁護を任とするわが関東軍を刺戟した。これまで政府の協調的な対華外交政策に反感をもつていた関東軍は、張作霖爆死事件に何ら処置をとり得なかつた田中内閣の態度に自信を深め、一層尖鋭的な行動を示すようになつた。それはただ満洲の関東軍だけの孤立的なものではなく、軍部における中堅将校の政治運動にその背景をもつていた。彼らは政治権力掌握の運動として先ず昭和六年一月から二月、橋本欣五郎中佐を中心に大川周明等一部民間側の有志を糾合し、一挙クーデターを遂行し、宇垣一成を首

班とする内閣樹立を企図したが、三月初め宇垣自身の制止により一応その挙を中止した。これがいわゆる三月事件であった。しかしこのような国家改造運動の底流は決してとどまるところがなく、その勢いは今度は国内でなく満洲において奔出した。

**昭和六年九月十八日勃発** 満洲における関東軍の積極的な行動は常に外務省をはじめ出先機関の神経を悩ますほどであった。ついに昭和六年九月十八日夜十時奉天郊外柳条溝で満鉄線が爆破される空爆事件が起つた。これに対していち早く関東軍は行動を開始し、奉天北大營の中国軍兵営を占領した。この柳条溝鉄道爆破、日華両軍衝突の報告が東京に達した時、政府は愕然とした。その事件の内容については具体的にはつきり情報が得られないまま若槻内閣は九月十八日緊急臨時閣議を開き、協議のうえ取り敢えず事態不拡大の根本方針を決定し、その旨現地の外務軍部の機関および在外使臣に内訓した。しかし日本政府が内外に向つて公式声明を発表したのは九月二十四日で、事変発生後一週間の後であった。中国側は迅速に事件の経過を発表しているのに反し、日本側は沈黙を守っているのであるから、世界の疑惑の目は日本に集中する有様であった。それもそのはずで爆破事件は関東軍の陰謀によるもので、関東軍を牛耳る板垣征四郎を始め二、三の間にこの計画が隠密の中に進められ、爆破を直接指揮したのが今田新太郎大尉（後に少将、病死）であった。それであるから政府の指令を関東軍が守らないはずで、出先と中央の行動は完全に相背馳し、政府が不拡大方針を表明するにかかわらず現地では事態はどんどん拡大進行する一方であった。

## 二 事変の拡大

**外交交渉と現地事態不一致** この政府と現地軍との統一なき行動は事態処理の方策において大きな困難を招くこととなつた。はじめ日本軍の軍事行動に対し中国側は直接交渉を考慮し、十九日、二十日、二十三日と三回にわたり対日抗議を発する一方、南京においては財政部長宋子文は駐華公使重光葵に対し、日華共同調査お

より善後交渉委員会の設置を提議した。日本政府がこれを応諾し、回答を発するころには現実の事態は更に悪化し、中国政府部内においても時々刻々の状況変化のため対応の処置について議もまとまらず、ついに打切りを表明する等、外交交渉と現地事態の不一致のためとうてい妥協の途がなかつた。それに加えて、蔣介石と張学良との間の利害関係は微妙で、学良は二十一日北平の日本公使館員を招いて直接交渉を促し部下一統の無抵抗を電命する等、宥和的な談合を意図したが蔣介石は対外情勢の有利を理由としてこれに反対した。最早統一中国の形勢は学良の如き地方政権の存在を許さず、蔣介石と日本との対決によるほかなかつた。この事態はますます悪化の一路をたどり、中国政府では二十二日宋子文は直接交渉案は私案として提言したのであり、事態はすでに拡大し、かつ南京政府部内の意見はそれではまとまらず、すでにジュネーヴに提訴した次第であると上村南京領事に通告して來た。ここに直接交渉は打切りとなつた。

**朝鮮軍越境** このように中国政府が連盟に提訴するまでの間の中央と現地関東軍との行動の不一致はどうてい教いがたかつた。殊に事変直前関東軍慰撫のため中央より派遣せられた参謀本部第二部長建川少将は、慰撫するのではなくその行動を黙認する有様であるから関東軍の意図は思いのままに実現されて行つた。十九日の閣議では若槻首相が南陸相に関東軍司令官が官庁城郭等の砲撃占領をしないことを懇望していたが、その十九日には奉天城に日本軍が入城し、二十日奉天には臨時市政公所が設けられ、更に二十二日には朝鮮軍が中央の命をまたず関東軍との連繋の下に越境する等、事態は進展し、二十二日の閣議では今度は陸相が朝鮮軍の越境の事後承諾を要望する有様で、現地軍に引きずられた形勢を招來した。現地もまた関東軍司令官等首脳部は全く指導権を失い、石原莞爾をはじめ板垣、花谷等の中堅幹部が関東軍を左右していたので、内地からの訓令等はどうていい実行されぬ状態であつた。

**事変不拡大声明** 日本政府が満洲事変に関する第一次声明を出したのがようやく事変発生一週間後の二十四日で（一）日本軍の行動は自衛権の発動であったこと、（二）日本は満洲に領土的野心なきこと、（三）日本軍隊を出来るだけ速やかに鉄道附属地内に引かしめることを聲明し、不拡大の意図をはつきりさせたが、この趣

## 第七章

### 太平洋戰爭前史

## 序

日華事変、日獨伊三国同盟、日ソ中立条約、南方進出、さらに日米交渉などの出来事は、それぞれ絡み合いながら、それらはまた欧米強国の態度や政局或いは戦争とも関連して進展し、「太平洋戦争」または「第二次世界戦争」の前史を織りなすものである。そこでこれらの歴史を理解するには、出来るだけその複雑多様な姿に即しながら、各方面の研究成果を待つてなされなければならないが、ここでは主としてそれらの推移を日本外交史の面から辿つて見ることにしよう。

# 1 日華事変

## 一 事変の勃発と拡大

### 盧溝橋事件の拡大

**国共再合作** 緥遠事件督励のため蔣介石は自ら前戦におもむく途中、昭和十一年（一九三六年）十二月十二日陝西省西安で、抗日容共を主張する張学良等によって突如監禁され、西安事件として当時世界の耳目を驚かせた。ところが間もなく蔣介石が釈放されて無事南京に帰つたことはこれまた世界の注目を集めた。しかしこの蔣介石の生還には、国共合作という代償が払われていたのである。中国国民党と共産党とは一九二七年（昭和二年）の分離以来、ここにはじめて抗日救国を目標として再び提携し、いわゆる抗日人民戦線を結成した。

一方冀察政務委員会委員長宋哲元は華北の代表者として、南京政府と日本側との間に立つて自己の勢力の保存を計つていたが、その実力は大したことなく両者から疑惑の目を向けられていた。なお宋哲元は日華提携を標榜してはいたが、彼の軍隊は元来抗日の色彩の強い西北系の軍隊であった。ここにも華北の不安定さがあつた。

### 近衛内閣成立と盧溝橋事件

昭和十二年（一九三七年）六月四日、近衛文麿を首相に、外相広田弘毅、陸相

杉山元、海相米内光政らを主な顔ぶれとするいわゆる第一次近衛内閣が成立した。同内閣は、各方面の相剋摩擦の緩和と国際正義および社会正義を標榜して内外から多大の期待をもつて迎えられた。なおこの内閣の对外的な第一の使命は、対中国問題の解決ということであった。

ところがそれより一箇月ばかりにして、すなわち七月七日の夜北平郊外盧溝橋附近で、日華両軍の間に小衝

## 2 日独伊三国同盟と日ソ中立条約

日独伊三国同盟の問題は、たしかに日本外交史上の劃期的な一つのヤマである。それはニュールンベルグながらびに東京の国際軍事裁判、あるいは当事者の覚書または回顧録類等によつて、現在かなり史料的には明らかにされ、また一応の結論が与えられているようであるが、それだけでは、どうも納得しえないものが残されている。たとえば、当の松岡外相は何ら記録を残しておらないようだし、また極東国際軍事裁判初期に多く語らざるうちに死去してしまった。松岡外相に次いでこの問題の一つの重要な鍵をにぎっていると思われる松岡外相当時の外務省顧問であった法学博士斎藤良衛氏の東京裁判における宣誓口供書も検察側の異議申立てによって却下され、証人として立つた同博士もそのまま退席せしめられている如きその例である（同裁判日本文速記録第二三六五号参照）。筆者は是非これを知りたいと思い、同博士について、三国同盟および松岡外交について疑問とするところを親しくつっこんでおうかがいし、またこの問題について段々と遡及して他の関係当事者にもただし、なお残存貴重資料をもみせていただいた。そこでこの問題については他章よりはややくわしく展述しておこう。

### — 端緒と第一次近衛内閣

**リッベントロップと大島武官との詰合い**　日独防共協定の端緒と同じように、この問題もドイツ側と日本の陸軍との間に話の緒口が切られた。まず昭和十三年（一九三八年）一月の初め、リッベントロップは在ベルリ

ン大使館付大島陸軍武官に対して、日独関係の強化方を希望した（二月リッペントロップはナチスの外交顧問の地位から、正式にドイツ外相に就任した）。大島武官は、リッペントロップの申入れを参謀本部に通報するとともに、同武官限りの私案として、ソ連の攻撃に対する日独の防禦同盟案について、リッペントロップと話し合った。ところが七月ごろになると、リッペントロップと大島武官との話合いは極めて積極的に、日独間に相互援助協定を結びたいこと、そしてこの協定の対象をソ連のみならず一般的のものにしようということに進展した。

すなわちこの両者間で一案を作り、しかも大島武官は東郷大使にこれをあかさず、先ず日本陸海軍の内意を打診するため、八月はじめ笠原少将に命じてその案を持参帰国させた。

さて一方、日本においては、日華事変の長期化と、これに伴うソ連の出方に對処する意味から、五月初旬ころより陸海外三省の事務当局間で、日独伊三国の政治的提携の強化についてそれぞれ研究を進めていた。そして七月十九日の五相會議（近衛首相、宇垣外相、板垣陸相、米内海相、池田蔵相）で、「ドイツに対しては防共協定の精神を拡充してこれを対ソ軍事同盟に導き、イタリアに対しては主として対英牽制に利用し得る如く秘密協定を締結す」という方針を決定していた。

笠原少将は八月七日陸海軍首脳の会合で右携行してきた案を披露した。笠原少将の説明に対し、海軍側はかかる重大問題は五相會議にかけるべきであると主張し、またその内容がソ連を対象とするものならば趣旨として異議がないと回答した。そこで八月十二日五相會議が開かれ、宇垣外相は七月の五相會議決定の線に沿って作成された外務省案を提出した。これに対し板垣陸相は、ドイツ側は日独伊一本の条約を結びたい模様だから、この問題の審議は他日に譲りたいと申し出、その日の審議は延期された。この間笠原少将は宇垣外相に携行案を説明したようである（笠原少将は宇垣外相の姻戚関係にあった）。外務事務当局は、別の筋から右の案を入手して検討を加えていた。八月二十五日にいたり、宇垣外相は急に右の案を事務当局に示し、至急回答の必要があるから明日までにこれに対する事務当局の意見を提示するよう命じた。

### 3 南方政策の強行

第一次大戦以降、日華事変までの日本対外政策は、大体において北方政策と南方政策の両観点から観測し得る。北方政策は朝鮮から満洲に進展するのであるが、日本の海外進出は、日清、日露を経て、朝鮮の合併という経緯を経たから、自然に北方に伸び、その後、満洲事変に至るものである。日本は満洲のみでとどまつていれば、あるいは大きな国際戦争を起さなかつたかもしれないが、日本は北方にも南方にも進出したことにより、現実の姿になつたのである。

北方政策の根拠は地理的にも歴史的にも自然であつて、（一）日本は朝鮮と一衣帶水であり、朝鮮は満洲と地続きであるから、この方に伸びるのは当然である、（二）その朝鮮は、多年国内は不安定で、時には中国に合併され、ソ連が極東にのびて南下する対象となつた。中国が朝鮮を屈服させていた時に、日清戦争が起り、ロシア勢力が朝鮮におよんだとき日露戦争が起つた。日本はロシアを倒し、朝鮮を併合して満洲に出た。中国は多年国内軍閥の対立で分裂していたから日本が満洲に出る素地をつくつたのである、（三）日本は国土狭少、資源貧困、人口は大、国民は濶渢たる活動性をもつてゐる。これは自然、海外発展を要求する。

しかるに太平洋の米英領域では、日本は排斥され、しぜん大陸に伸びざるを得ない事情がある。満洲事変後、日本は国是として、満洲育成の方針が定まり、外務省の方針も、満洲における既成事実は認めるが、それ以外の進出は抑止するにあり、ことに南方への政治的進展は、自然おこる米英仏蘭との衝突を予想して抑止した。もしその場合は、経済的平和的進出に限るものとしていた。しかしに、日華事変起り、日本が政治的な進出を行つ一方で、海軍はロンドン条約を廃棄して大海軍主義をとつた結果、南方の石油にも当然目をつけたのであ

る。かくして陸軍の北方政策推進との均衡上、海軍は南方進出政策をとりあげ、これを実行に移したのである。ところが日華事変の進展と日独伊三国同盟問題と更に欧州戦争勃発、ならびにこれらに伴う米国、英國その他の諸国との関係等が種々からみ合って、日本の対外政策は、南方問題および太平洋問題の解決という線にもむけられていった。南方進出は日・蘭印経済交渉、対仏印・タイ施策の積極化、北部仏印進駐と進展していった。しかしてそれは経済的平和的進出から段々と武力的進出に變つていった。

## 一 日・蘭交渉と有田声明

### 石沢・ハルト協定成立

昭和四年（一九二九年）米国における経済恐慌は世界不況にまでいたつたが、それまで蘭印は世界における唯一の自由市場であった。各國は世界不況に対応してそれぞれ保護貿易政策を復活するにいたつた。なかんづく昭和七年（一九三二年）のオタワ会議を契機とする英帝国内の特恵貿易政策と米国の互恵通商政策は、日本の貿易に甚大な影響をおよぼし、ひいて日本の対外政策を根本的にゆすぶった。蘭印も同様その影響をうけたので、ここに日・蘭印双方とも経済関係を調整する必要が生じた。そこで昭和九年（一九三四年）六月よりいわゆる第一次日蘭会商を開いて折衝することとなり、日本は長岡春一大使等を蘭印に派遣して、これに当らしめた。この会商は、双方の経済的要求を満足に調節するにいたらず、同年十二月にいたり決裂した。しかし、その後蘭印当局と現地日本総領事間において経済交渉が進められて、昭和十二年（一九三七年）四月、日・蘭印間の通商条約とも称すべき石沢・ハルト協定が成立し、それによつて、日・蘭印間の経済関係は一応調整せられた。

**蘭印現状維持を声明** しかるにその後、日華事変の長期化と、米国の日米通商条約廃棄（一九三九年七月廃棄予告、翌年一月失効）およびその影響、更に第二次歐州戦争の勃発等の新事態に対処すべく、日本政府は昭和十四年（一九三九年）十一月オランダ政府に対して日・蘭国交調整の交渉を開始することとした。ところが

## 第八章

### 戦時外交と終戦外交

故清沢冽氏はその著「日本外交史」を、「戦争一度勃発するや国家の総力が勝利を得るためにのみ捧げられるのは当然だ。普通の意味の外交は、戦争遂行の従属的意味においてのみ許される。だが大観すれば戦争そのものも、国家の独立と栄誉と発展とを含むところの大目的を完遂するためだ。悠久なる国家の歴史の上からいえば、戦争と外交とを、明確に断定すべき一線はない。世界無比に戦争に勇敢なる日本国民が、同じ程度に外交に聰明であるかどうかが、将来に残された最も大なる課題である」と結んでいる。果して、日本国民はその後の外交に聰明であつたか。筆者はいまそれに応えなければならないが、それはひとり本書の叙述に終らすべきことではない。現代に生きる国民の一人一人が、常に再思三省すべき最も大なる課題である。歴史の冷厳なる現実を軽視して、ものを考えることは極めて危険である。

日清戦役のとき、国民の世論は北京にまで兵馬を進めよと叫んだ。しかし伊藤首相、陸奥外相は、よくこれを排して戦を結び、遼東半島還付の三国干渉をも甘受した。日露戦役に際しては、開戦わずか半年にして、桂首相のもとに終戦の計略が謀られていた。一方伊藤博文はまた、金子堅太郎、末松謙澄等をそれぞれ米英両国に派して戦時外交に備えしめた。さらに大山元帥、児玉大将、山本海相等軍首脳部も眞の意味の政戦両略をもつっていた。しかるに一方、小村外相の講和条約締結を、言論機関は挙げて屈辱条約なりと攻撃し、国民もまた激昂して焼打ち騒擾をもつて同外相を迎えた。そして日露戦役は一般には大勝利の如く伝えられた。国民の大多数が外交史の現実に、より聰明であつたならば、少なくとも日華事変以降の対外的行き過ぎを、ある程度調整することができたであろう。

## — 東条内閣崩壊にいたるまで

### 東条首相と東郷外相の衝突

日本は太平洋戦争に「対米屈敵手段なき」まま突入してしまった。ついで戦争指導は東条首相を代表とする

軍部によつて、強引に掌握推進された。これらの人達は、真珠湾奇襲作戦につづく、シンガポールその他南方作戦の成功をみるや、いよいよ、「長期不敗体制確立し得べし」となした。また多くの政治家および国民の大多数も緒戦の戦果に酔つた。そのころ戦争指導方針として決定された要項の主なるものはつぎのようなものであつた。

すなわち（一）独伊と提携して、まず英國を屈服せしめ、米国との戦意を喪失せしめること、（二）独ソ和平を期し、ソ連を日独伊三国側に立たしめること、したがつて対ソ戦を排し、ソ連と英米を離間せしめること、ただし独ソ和平斡旋は未だその時期に非ずとしていること、（三）米英は、ドイツおよび日本をあくまでも屈服せしめんとしているので、妥協によつて戦局を收拾せんとすることは期し難いとしていること、（四）なお時機をみて重慶政権を屈服せしめることとしている等であつた。

**東郷外相早期終戦に備う** ところが、ひとり東郷外相はそれは不可能であるとした。東郷外相は、日米交渉中、いわゆる「ハル・ノート」を受理し、内外の情勢上、やむをえず開戦に同意せざるをえなくなつたとき、同時に早期終戦の決意を固め、その方向に、外交はもちろん戦争指導をなすべきであるとなした。同外相は（昭和十六年十一月二十八日）「かくて余は敢えて職に止まつて最後の瞬間まで戦争回避に努力し、不幸戦争となつた場合には日本および世界のため戦争の早期終結のため全力を尽すこととすべく決心したのである。……戦争指導方針について開戦後間もなく東条首相その他の閣僚と意見を異にするに至つた。当時、政府内外の気分は緒戦の戦果に酔うて甚しき楽観に傾いていた」と記している。

**外相、年頭の辞で決意表明** 東郷外相はまず昭和十七年元旦外務省員に対する年頭の訓辞において、自ら早期終戦のため努力すべき決意を明らかにし、外務省員へもそれへの努力を要望した。同外相は、その時フロックコートに威儀を正し、打ち続く心労に顔面蒼白いささか痙攣を伴うかの如き面持ちをもつて、陸奥外相銅像の下に立つて次のような意味の訓辞をした。「内外の情勢いかんともし難く、力およばずして不幸ついに戦争にまでなつてしまつたが、かかるる上は、われわれはこの戦争を日本にもつとも有利なとき切り上げなければ

ならない。外務省員は他の要務を放擲しても一意そのことのために身を致してもらいたい……」というにあつた。また同外相はその日たまたま年頭の挨拶のために来訪した武藤陸軍軍務局長とも、早期終戦の要あることを語り合つた。同年一月の議会の答弁においても、同外相は同様講和の準備と覚悟を有する旨を明らかにした。ところが、外相のこの答弁は、けしからんといつて、議会内また政府部内において問題となつた。

**東条首相、天皇の御指示を明かさず** その他東郷外相は、昭和十七年二月、スマタニン・ソ連大使の帰国にあたり、世界平和を招来せんため中立関係にある日ソ国交を大切にすべき旨を述べ、また在ソ佐藤大使に対し、和平に乗り出すべき素地をつくり、機会到来の場合はこれを逸することなきよう訓電した。一方同外相は、その年七月、ドイツより日本の対ソ戦参加を要請して來たが、それをことわつた。そのときのことについて外相は内奏したとき、天皇がすでに二月、東条首相に対して「戦争の終結について機会を失せざるよう充分考慮せよ」と指示されていたことを承知した。東条首相も、また木戸内府も、この天皇のお言葉を外交の直接の責任者である東郷外相に明かさなかつたので、外相はそれを心外なりとしたことがある。

**大東亜省設置で大激論** また東郷外相は、日本の対比政策その他東亜政策は、結局、米英両国がさきに発表した大西洋憲章にいうことと同様であることを示し、将来米英と和平に関する話し合いのできる端緒を開きおくよう措置した。

なかなか対華政策は、全面的に再検討し、日華間の停戦和平をもたらすべきであるとして、連絡会議に提議し、また東条首相に強く要望した。ところがかえつて、東条首相は、昭和十七年八月ごろから、大東亜省を設置して、東亜諸国の内外政策を実際的に指導すべきであるとはかつた。かつて第一次近衛内閣のとき、軍部の唱道する興亜院設置問題に反対して、宇垣外相が辞職したことがあるが、大東亜省は興亜院を拡大強化したものである。

東郷外相はもちろん大東亜省設置に反対であったが、のみならずこの問題を契機として戦争指導方針を異なる東条内閣の更迭を図らんとした。そこで外相は、大東亜省設置に反対して首相と強硬に論争した。ときの

## 第九章

### 講和への歩み

## 一 日本の管理

**外交権の停止** 昭和二十年八月十四日連合国の回答を受諾して降伏をした結果、日本は連合国最高司令官マッカーサー元帥の支配下におかれ、連合国の占領管理をうけることとなつた。そして十月二十五日、総司令部の命令によって、それまで日本が維持していた外交や領事関係の仕事は一切停止され、日本は全く外国と外交上の関係をやめることとなつた。

**管理機構の決定** 日本は連合国を代表するアメリカによって管理されることになつたが、対日管理政策の決定機関として、降伏文書署名国にインドを加えた十一箇国から構成される極東委員会をワシントンに設置するとともに、対日管理政策の実施について最高司令官の諮問機関として、米、ソ、華、英（オーストラリア、ニュージーランド、インドを含む）を代表する各一名からなる連合国対日理事会を東京におくことに決定し、その旨十二月二十七日に公表された。

**管理政策の実施** 連合国の中日管理政策については、終戦直後、九月二十二日発表された「降伏後におけるアメリカの初期の対日方針」において軍事、政治、経済各般に亘る原則的な方針が明らかにされ、さらに十一月一日、國務、陸軍、海軍三省は日本占領および管理のための連合国最高司令官に対する降伏後の初期の基本的指令を決定し、同八日、合同參謀本部からマッカーサー元帥に通達した。この指令においては、連合国総司令部当局が直ちに実施に移すことが出来るよう詳細且つ具体的な方針が示された。連合国最高司令官として、日本管理に関し最高の権限を有するマッカーサー元帥から日本政府に対して発せられた重要指令は、ほとんどこれに基くものであつた。

さらにもその翌々年すなわち昭和二十二年六月十九日、極東委員会は全会一致で降伏後の対日基本政策を決定し、七月十一日これを発表した。この基本政策は實質的には前記二つのアメリカの対日基本政策に基いてマッ

カーサー元帥が実施して来たところを全面的に確認したと見られるものであった。

管理政策はその前半においては、過去の軍閥時代に打ち建てられた一切の体制を破壊し、民主主義に基く政治や経済の根本的改革を行うことに主力をそいだ。その頃の連合国の大持は、侵略戦争をやつた日本にとって、国土の破壊は自業自得であり、日本の産業水準は日本国民の最低生活が保たれる程度のもので差支えないというところに置かれていたが、だんだんと日本が民主化するにつれて、とくに米国において、この貧乏のどん底に苦しむ日本は到底その破壊された産業状態のままでは自立できないことが理解されて來た。当時は非常に食糧や医療品が不足した時代であつたので、米国はまず日本の救済に乗り出して來た。

しかしこの頃は米国の援助もまだ取りあえず救済するという程度のもので、日本の経済を行く行くは一本立ちにしてやろうというようなものではなかつたが、管理政策の後半になると、日本をどのようにして経済的に立て直させるか、またはどのように政治的に自主性を取り戻させるかについて、次第に建設的、積極的になつて來た。

## 二 講和問題の発足

### マッカーサー元帥の対日講和提唱

マッカーサー元帥は講和条約については終戦後一言も触れなかつたが、

昭和二十二年三月十七日、初めて「日本の軍事占領を早く終らせ、正式の対日講和条約を結んで、速やかに総司令部を解消すべきである。講和条約の交渉は、遅くとも一年以内に開始さるべきである」と声明し、これをきつかけに対日講和促進の気運がだんだんと高まつて來た。

マッカーサー元帥はさらに六月二十七日、米国記者団に対して、過去における軍事占領の歴史からみて、日本の軍事占領は三年ないし五年に限定すべきであると述べ、米占領軍の撤退後は、国際連合が日本管理の責に任すべきであり、もし国連が欲しないならば、極東委員会構成諸国、またはその中で進んでその責任をとろう

とする諸国に委任さるべきである。軍事的監視は占領軍の撤退後、一世代にわたって続けられるべきであろうと宣言した。

#### アメリカの対日講和予備会議招請

米国政府は同年七月十一日、極東委員会構成諸国（英、ソ連、仏、中国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、オランダ、フィリピン）に対し、対日講和条約予備会議の開催に関し、つぎのような内容のアメリカの提案を通達した。

（1）アメリカは対日講和条約を討議するため、極東委員会とは別個に、同委員会構成国の代表による会議を速やかに開催したい。

（2）右の構成国以外日本と戦争状態にあった諸国に対しても、条約草案の起草に当つて意見開陳の機会を与え、且つ起草が十分に進捗した場合、対日戦争参加国全部の会議を開いて審議する。

（3）関係諸国外相の繁忙と重責に鑑み、実際的な見地から外相級の会議とせず、まず外相代理者や専門家の会議を組織する。

（4）会議の開催日は暫定的に八月十九日とし、アメリカは関係諸国の希望によつてアメリカが開催国となることを喜ぶものである。

**講和予備会議提唱の頓挫** 以上のアメリカの提唱に対して、オランダはまず無条件にこれを受諾した。英本國、オーストラリア、ニュージーランドは八月二十六日にキャンベラ会議を開催する関係上、期日の延期を希望した。フィリピンも無条件に受諾した。カナダおよびインドも他の英連邦諸国と同様に、期日延期を希望条件として同意を回答した。

四大国外相会議方式を排し、三分の二多数決方式をとるアメリカの提唱は、拒否権の放棄を意味する関係上、ソ連の態度が問題視されていたところ、ソ連はアメリカが関係諸国と事前に何ら協議もせずに、一方的に対日講和予備会議を招請したことを非難し、アメリカが提唱して創設された外相会議制度は、対日講和条約の準備についても適用されるべきで、ワシントン駐在の英、ソ、中国の大天使がアメリカ代表とともに速やかに外相会

## 第十章

講和から独立へ

## — サンフランシスコ平和会議

**平和会議の招集** 新しい日本の運命をかけた平和条約調印会議は、昭和二十六年九月四日から八日まで、かつて国際連合憲章が生れたゆかりのサンフランシスコ・オペラハウスで開かれた。

会議は米国務長官アチソン議長の下に進められた。トルーマン大統領は会議第一日の開会の挨拶を「いま講和の席につくに当たり、われわれは悪意を捨て、憎しみから離れようではないか、これから後はわれわれの間に勝者もなく敗者もなく、ただ平和に協力する対等者のみがあるように」という言葉で結んだ。

会議はトルーマン大統領の要望をそのままに示現して、日本に対する露骨な敵対的態度も少なく、むしろ友好的な雰囲気の中に進められた。もとより、ソ連、ポーランド、チェコのような共産圏諸国は、アメリカが中心となつて起草した平和条約をはげしく攻撃した。しかしその他の参加国は概ね条約案に賛成した。

**吉田全権の演説** わが吉田全権の演説は九月七日午後八時十七分（日本時間八日午前一時十七分）、各國全権の演説が全部終つた後、夜の会議の冒頭に行われた。満場の拍手に迎えられて演壇に立つた吉田全権は、淡々と二十分にわたつて日本語で演説した。

「ここに提示された平和条約は、懲罰的な条項を含まず、わが国民に恒久的な制限を課することもなく、日本に完全な主権と平等と自由とを回復し、日本を自由且つ平等の一員として国際社会へ迎えるものであります。復讐の条約ではなく、『和解と信頼』の文書であります。日本全権はこの公平寛大なる平和条約を欣然受諾いたします。」

日本は平和条約を受諾した。吉田全権は言葉をつづけ、「日本の置かれている地位を充分承知しているが」と前おきして、領土問題、経済問題などについて日本国民の苦衷を訴え、賠償についても、責務は認めるものの、特定国に対する賠償支払いが他の連合国への負担なしには行われえないことを憂慮すると、日本の困難な

立場を述べた。

ついで未帰還者の問題に言及した吉田全権は、「引揚げに関する規定がとくに最終段階において平和条約に挿入されたことは、日本国民の甚だしく満足するところである」と、日本人の切実な気持を率直に披歴した。演説はさらに安全保障の問題におよび、国連加入の希望を表明し、日本が平和、正義、進歩、自由に向って邁進する国々に伍し、これらの目的のために全力を捧げることを誓つて結びの言葉とし、歴史的演説を終えた。

**平和条約の調印** こうして最終日の調印式の日が迎えられた。アルファベットの順に署名した連合国最後にヴェネズエラ全権が署名した。

「ジャパン！」

一きわ高く呼ぶケルチュナー事務局長の指名に応じて、吉田茂、池田勇人、苦米地義三、星島二郎、徳川宗敬、一萬田尚登の各全権が静かに歩を演壇に運んで調印した。時まさに十一時四十四分（日本時間、九日午前三時四十四分）、八千万同胞が待望した平和条約は調印され、ここにサンフランシスコ平和体制は誕生し、日本の新しい歴史の第一頁が開かれたのである。

## 二 日本国との平和条約（公文）

連合国及び日本国は、両者の関係が、今後、共通の福祉を増進し且つ國際の平和及び安全を維持するためには主権を有する対等のものとして友好的な連携の下に協力する国家の間の関係でなければならないことを決意し、よつて、両者の間の戦争状態の存在の結果として今なお未決である問題を解決する平和条約を締結することを希望するので、

日本国としては、國際連合への加盟を申請し且つあらゆる場合に國際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力し、國際連合憲章第五十五条及び第五十六条に定められ且つ既に降伏後の日本

国の法制によつて作られはじめた安定及び福祉の条件を日本国内に創造するために努力し、並びに公私の貿易及び通商において国際的に承認された公正な慣行に従う意思を宣言するので、

連合国は、前項に掲げた日本国の意思を歓迎するので、  
よつて、連合国及び日本国は、この平和条約を締結することに決定し、これに応じて下名の全権委員を任命した。これらの全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

## 第一章 平 和

### 第一条

(a) 日本国と各連合国との間の戦争状態は、第二十三条の定めるところによりこの条約が日本国と当該連合国との間に効力を生ずる日に終了する。

(b) 連合国は、日本国及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する。

### 第二章 領 域

#### 第二条

(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあつた太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす千九百四十七年四月二日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。

## 第十一章

### 国交調整と国際連合加盟

### 奄美群島返還

昭和二十八年（一九五三年）八月八日韓国訪問の帰途來日したダレス米国務長官が、かねて日本側から返還を要望していた奄美群島の返還を声明した結果、同年十一月二十六日から東京で返還に関する交渉が開始された。そして十二月二十四日「奄美群島に関する日米協定」が締結され、翌二十五日同群島は正式に日本に復帰した。

### 沖縄土地問題

一方なお米国の統治下にある沖縄では、昭和二十九年頃から、既に接収済みの四万エーカーの軍用地のほか、米軍は更に一万二千エーカーの土地接収計画を立てた。從来から低地代に不満だった沖縄住民はこれに強く反対した。そこで三十年十月米国議会はプライス議員を團長とする現地調査団を派遣し、三十一年六月にいわゆるプライス報告書を発表した。ところが同報告書も軍当局の計画と大差なく、沖縄住民の主張する、（一）買収と同様な土地料の一括払い反対、（二）適正地代、（三）米軍による損害の補償、（四）新規土地接収反対の四原則を無視した形だったので住民の反対運動は拡大した。六月二十七日東京に派遣された現地民代表は、日本政府に支援を求めるとともに、琉球民政長官を兼ねるレムニッツァー米極東軍司令官にも陳情を行った。日本政府も米側に善処方を要望したが、土地接収に関する米側の基本方針に変化は見られず、爾來現地民と米側と種々折衝が続けられた。そして三十二年一月四日レムニッツァー司令官は、土地の新規使用は最少限にし、所有権永代借地権等は取得しないが、地代は一括払いするとの米側の最終の方針を明らかにした。

**MSA協定締結** かねて日米間に行われていた、いわゆるMSA交渉は、八箇月にわたる話合いの末、昭和二十九年（一九五四年）三月八日東京で岡崎外相とアリソン駐日大使との間で次の四協定と一取決めについて正式調印を行つた。

## 一、日米相互防衛援助協定（M S A本協定）

### 一、農産物購入に関する日米協定

### 一、経済的措置に関する日米協定

### 一、投資の保証に関する日米協定

#### 一、日米相互防衛援助協定第一条に基く装備の返還に関する取決め

右のうち、いわゆるM S A本協定は前文と本文十一箇条および付属書からなり、前文において、この協定は国連憲章の枠内で個別的集団的自衛措置を強化し、国際の平和と安全保障を育成するのを目的とするとなし、日本は自衛力漸増をその経済条件や能力の許す範囲内で行うということを明記している。要するに、この協定によつて日本はサンフランシスコ平和条約や日米安全保障条約締結当时に期待されたラインより、やや具体的に、かつ経済力の許す範囲内で防衛力増強に努力を払うこととなつた。

他の三協定は、円資金によつて五千万ドルまで米国の余剰農産物を買い入れ、その一部は日本が贈与をうけ、これを日本の防衛産業育成のために使用し、残余の円資金は日本での海外買付けにあてる一方、米国の対日民間投資を促進させるという一連の協定で、日本の希望する経済振興の一助とするためのものであつた。以上の協定および取決めは同年五月一日に効力を発生した。

### 重光外相の訪米、日米共同声明

重光外相は昭和三十年（一九五五年）八月二十三日に、同年春以来の懸案であつた米国訪問の途についた。同外相訪米の目的は日本の対外関係の基軸となつてゐる日米協力関係について意見交換のためといわれたが、丁度六月からロンドンで開始された日ソ交渉の最中でもあり注目を惹いた。外相のワシントン到着とともに八月二十九日から三日間同地で日米会談が開かれた。日本側から重光外相のか河野農相、岸民主党幹事長、井口駐米、加瀬国連の両大使等、米国側はダレス国務長官、フレーヴァー国務次官、ロバートソン国防次官、ラドフォード統合参謀本部議長、マーフィー国務次官補、アリソン駐日大使等が参加した。そして会談の終了した三十一日に、防衛問題に重点のおかれた次のような共同声明が発表された。

一、極東の安定および平和確保のためには日米間の一層緊密な協力が望ましい。

一、日本がすみやかに国土防衛の第一次的責任をとることができ、かくて西太平洋の国際平和と安全維持に寄与できる諸条件確立に努力する。

一、右諸条件実現の際は現行の安全保障条約をより相互性の強い条約に置きかえる。  
撤退計画樹立を考慮する。

一、防衛分担金は漸減の一般的な方式を設定することが望ましい。

共同声明はさらに日本の貿易問題とアジア自由諸国の経済開発問題、戦犯釈放問題、占領中の対日援助費の返済問題にも触れている。

右共同声明に明らかな通り、重光外相訪米の結果、日米間の意思疎通により緊密な連携が計られ、とくに日本防衛の協力体制を、完全な独立国同志間の相互的なものに漸次切りかえてゆくための基本的な合意が成立したものといえる。なお右声明のうち、防衛分担金の漸減方式については、三十一年（一九五六年）一月三十日に両国間の合意が成立した。

**日米原子力協定調印** 最近のアジアにおいて、原子力平和利用計画で最も重視されているのは日本とインドだといわれるが、インドは原子力燃料資源に恵まれていてばかりでなく、すでに原子炉の建設に着手している。また米国提案のアジア原子力センター設置問題も起つていて、日本も原子力平和利用の研究体制を速やかに完成して、原子力工業の基礎を確立することが急務とされていた。こうした情勢下に昭和三十年（一九五五年）十一月十四日ワシントンで「原子力の非軍事的利用に関する協力のための日米協定」が調印され、日本も米国の援助で原子炉の建設に乗り出した。さらに三十一年十一月二十三日には、右原子炉の燃料として必要な「特殊核物質の貸貸借に関する日米協定」も締結された。

日本外交史略年表

\*一八七二年（明治五年）までは陰暦を用い括弧内に陽曆を示す

一八五三年 嘉永六年

6・3 (7・8) 米使ペリー軍艦四艘を率い浦賀に来る

7・18 (8・22) 露使ブチャーチン長崎に来航

一八五四年 安政一年

1・14 (2・11) ペリー再び軍艦七艘を率い江戸湾外に現わる

2・29 (3・27) 英仏トルコと結びロシアに宣戦（クリミア戦争）

3・3 (3・31) 幕府日米和親条約調印

閏7・15 (9・7) 英艦長崎に来航

一八五五年 安政二年

12・23 (56・1・30) 日蘭和親条約調印

一八五六六年 安政三年

7・21 (8・21) 米国総領事ハリス下田に来る

9・10 (10・8) 広東にアロー号事件起る

一八五七年 安政四年

10・26 (12・12) ハリス老中堀田正睦を訪い通商開始の急務を説く

一八五八年 安政五年

1・21 (5・3) 堀田勅許を得られず

4・23 (6・4) 井伊直弼大老就任

6・19 (7・29) 勅許を得たず日米修好通商条約調印

7・11 (8・19) 日露修好通商条約調印

6・2 (7・1) 神奈川・長崎・函館の三港を開き、英・露・仏・蘭・米に貿易を許す

内閣総理大臣

○兼任

△○臨時兼任

△○臨時代理

外務大臣

◇○外務卿

○兼任

△○臨時兼任

一八六〇年	10・7	(8・25)	幕府徳川斉昭・慶喜らに謹慎蟄居を命ず											
万延一年	27	27	(11・21)	吉田松陰ら刑死										
一八六一年	1・22	(2・13)	遣米使節新見豊前守ら出発（咸臨丸同行）											
文久一年	3・3	(3・24)	井伊直弼刺さる（桜田門外の変）											
一八六二年	5・15	(61・15)	米通訳ヒュースケン江戸において斬られる											
文久二年	10・20	(3・13)	露艦ポサドニック対馬に来航											
一八六三年	2・13	(11・23)	皇妹和宮東下											
文久三年	1・15	(2・13)	老中安藤信正襲われる（坂下門の変）											
一八六四年	8・21	(9・14)	薩摩藩士生麦で英人二名を斬る（生麦事件）											
元治一年	5・10	(6・25)	長州藩下関で米船を砲撃											
一八六五年	5・12	(6・27)	長藩志道聞多・伊藤俊輔ら英國に留学											
慶応一年	7・2	(8・15)	英艦鹿児島を砲撃											
一八六六年	10・5	(10・22)	英仏米蘭四国連合艦隊下関を砲撃し砲台占領											
慶応二年	11・4	(11・4)	幕府英米仏蘭四国と横浜にて下関事件取極書に署名											
一八六七年	10・5	(11・22)	朝議紛糾のすえ条約勅許（但し兵庫は不許可）											

薩長提携密約成る

1 · 21  
5 · 13  
6 · 25  
7 · 18

幕府英米仏蘭四国との改税約書に署名（輸出入税とも五分）  
（3 · 7  
6 · 25  
7 · 18  
幕府長州再征を開始、失敗に終る）

一八六七年 慶応三年

1 · 21  
5 · 13  
6 · 25  
7 · 18

遣露使節小出秀実ら日露間樺太島仮規則（雜居條約）に署名  
（3 · 30  
11 · 9  
徳川慶喜大政を奉還  
（68 · 1 · 13  
王政復古の大令）

一八六八年 明治一年

1 · 21  
5 · 13  
6 · 25  
7 · 18

鳥羽伏見の戦  
英米仏伊蘭普六國局外中立を布告

一八六九年 明治二年

1 · 21  
5 · 13  
6 · 25  
7 · 18

明治政府各国公使の参朝を布告し外国との和親を表明  
（3 · 10  
17 · 2  
明治政府各國公使の參朝を布告し外國との和親を表明  
五箇条の誓文を発す  
切支丹邪宗門禁制の立札を掲示）

1 · 21  
5 · 12  
6 · 20  
7 · 15

在長崎各国領事ヤソ教徒弾圧につき抗議  
（4 · 7  
14 · 3  
20 · 4  
25 · 3  
日独修好通商條約調印  
版籍奉還勅許）

一八七〇年 明治三年

1 · 21  
5 · 12  
6 · 20  
7 · 15

外國官を廃し外務省を設置  
（2 · 20  
10 · 8  
15 · 8  
20 · 8  
日獨修好通商條約調印  
版籍奉還勅許）

一八七一年 明治四年

1 · 21  
5 · 12  
6 · 20  
7 · 15

大村益次郎刺さる  
（8 · 24  
28 · 7  
清仏戦争に局外中立を布告  
（3 · 14  
13 · 2  
14 · 7  
14 · 7  
樺太開拓使を置く  
廢藩置県  
日清修好條規調印）

7 · 8 ◇ 沢宜嘉

7 · 14 ◇ 岩倉具視

7 · 14 ◇ 岩倉具視

廢藩置県

8・9 (9・23) 散髪廢刀許可

11・4 ◇副島種臣

一八七二年 明治五年  
10・8 (11・20) 条約改正交渉のため岩倉具視らを欧米に差遣

6・4

(7・9)

ペルー国船マリア・ルース号横浜に寄港、マリア・ルース号

事件起る

(12・9) 太陰暦を廃し太陽暦を採用

11・9 (12・9) 徵兵令制定

明治六年

一八七三年

副島種臣李鴻章と日清修好条規批准交換

一八七四年

岩倉具視ら帰朝

征韓の議破れて西郷隆盛ら辞職

明治七年

西郷従道ら台湾に出兵

一八七五年

台湾に関する日清条約調印

明治八年

英仏横浜駐屯軍引揚げを通告

一八七六年

樺太・千島交換条約調印

江華島事件

黒田特命全権弁理大臣を江華島事件および朝鮮修好談判のため差遣

明治九年

日鮮修好条規調印

一八七七年

明治一〇年

西南の役起る

一八七八年

ハルトレーパ片密輸事件起る

明治一年

10・28 ◇寺島宗則

一八七九年 5・14

明治一二年

大久保利通暗殺さる

一八八〇年 5・20

清国琉球の廢藩置県を抗議  
米国大統領グラント来朝

明治一三年

清国と球案条約擬稿を議定

一八八一年 10・21

明治一四年

明治二三年に国会を開設する旨の詔勅下る

一八八二年 10・12

明治一五年

朝鮮京城に大院君の乱起り、日本公使館襲撃さる

一八八三年 1・25

明治一六年

日鮮貿易規則調印  
朝鮮京城に大院君の乱起り、日本公使館襲撃さる（壬午の変）

一八八四年 7・25

明治一七年

日鮮貿易規則調印

一八八五年 12・19

明治一八年

清仏戦争始まる

京城に甲申の変起る

一八八六年 6・9

日鮮漢城条約調印

英海軍巨文島占領

一八八六年 6・9

日清天津条約調印

清仏天津条約調印

一八八六年 10・1

ノルマントン号事件

第一回条約改正会議開く

9・10 ◇井上馨

伊藤博文

12・22

伊藤博文

12・22

井上馨

一八八七年	明治二〇年	9・17○伊藤博文
一八八八年	外相条約改正会議無期延期を各国公使に通告	7・29
一八八九年	明治二一年	11・30
一八九〇年	日墨修好通商条約調印	12・10
一八九一年	明治二二年	2・11
一八九二年	大日本帝国憲法發布	11・25
一八九三年	大隈外相退任の途上遭難 閣議条約改正交渉延期を決定	10・18
一八九四年	明治二三年	12・10
一八九五年	第一回帝国議会召集	11・25
明治二四年	大津事件（津田三藏露皇太子を傷害）	5・11
明治二五年	軍艦千島英船ラベンナ号と衝突沈没	11・3
明治二六年	明治二六年	5・19
明治二七年	防穀令事件終結（償金一一万円）	5・19
明治二八年	金玉均上海において暗殺さる	3・27
明治二九年	朝鮮に東学党の乱起る	6・5
明治三十年	清兵牙山に上陸し日本仁川に上陸	6・8
明治三一年	日英通商航海条約調印	7・16
明治三二年	清国に宣戰	8・1
明治三三年	日韓暫定合同条款調印（京仁および京釜両鉄道の敷設権を獲得）	8・20
明治三四年	日韓攻守同盟調印	8・26
明治二八年		8・26

松方正義	5・6	12・24	4・30
伊藤博文	8・8	12・24	2・1
陸奥宗光	8・8	12・24	2・17○伊藤博文
榎本武揚	5・29	12・24	大隈重信

260, 264, 365  
——内閣 165, 186-188, 190, 197, 205  
四相会議 192, 193

## ら 行

ライヒマン 135  
ラインシュ 96  
ラドフォード 331  
ラヌーサ 334  
羅文幹 132  
ラムスドルフ 69, 71, 72  
藍衣社 149  
ランシング 95, 98, 100  
ランスダウン 70, 77  
ランプソン 123  
  
リカチョフ 26  
李完用 82  
陸軍大臣現役制度 141 →軍部大臣任用制  
李經方 62  
李鴻章 43, 45, 48, 60-62, 64, 66, 68, 69, 351, 354  
李守信 139  
李址鎔 81  
李承晚 323, 369  
李(承晚) ライン 324, 369  
李大釗 112  
李拓 82  
リチャードソン 28  
リットン調査団 128, 129, 362  
リットン報告書 129, 130, 363  
リッペントロップ 141, 142, 177, 178, 180, 184, 185, 188, 190-192, 196-199, 201  
リッペントロップ腹案 198, 199  
リトヴィノフ 133  
劉永福 63  
竜烟鉄鉱 158  
琉球 17, 34, 42, 45, 46, 279, 291, 330, 352  
柳条溝事件 121  
李容九 82  
梁鴻志 159, 163, 165  
領事裁判権 23, 44, 45, 50, 52, 54, 112  
遼東半島 62-64, 66, 74, 242, 354  
領土保全 67-69, 72-74, 78, 80, 81, 95

106, 123, 207, 230, 292, 341  
  
ルイ 30  
ルーズヴェルト, セオドア 74, 75  
ルーズヴェルト, フランクリン 134, 153, 197, 199, 213, 216, 221, 226-228, 236-238, 245, 247, 250, 366  
ルート四原則 102  
ルーノフ 318  
ルクレルク 266  
  
レッサル 69  
レムニッツァー 330  
連ソ容共 143  
  
ロイヤル 274-276  
ローゼン 66, 72, 74, 354, 356  
ローフォード 168  
ローマ法王 200  
ローマ法王庁 317  
六巨头会議 252-254, 257, 259, 260  
露清同盟密約 66  
露清満洲撤兵条約 71  
ロッジ 109  
ロッシュ 32-34, 38  
ロバートソン 331  
ロバノフ・ロストフスキイ 65, 66, 354  
露米会社 18  
ロンドン覚書 28, 31  
ロンドン(海軍)条約 203, 362  
ロンドン軍縮会議 117, 362, 363

## わ 行

ワイリー 315  
若槻礼次郎 117, 122, 225, 247, 248, 361, 362  
——内閣 106, 113, 121, 128  
ワゴンリック商会 85  
倭島英二 326  
ワシントン会議 101-104, 106, 108, 109, 117, 360  
ワシントン(条約)体制 117, 124, 126, 135, 172  
渡辺綱太郎 139  
ワトソン 41

松木弘安	32, 33 → 寺島宗則	蒙疆羊毛同業会	158
松平康東	337	毛利定広	29
松平恒雄	117, 192, 239	毛利敬親	29
松平康英	27	本野一郎	78, 359
松平康昌	183, 261, 263	森有礼	43
松平慶永	28	森恪	114, 116, 128, 130
松田道之	46	森島守人	162
松本俊一	261, 337-340, 342, 370	森赳	263
マリア・ルース号事件	41, 351	森山茂	42
マリク	253, 254, 283, 318, 337, 338	モロッコ事件	87
丸山作業	39	モロトフ	176, 198-200, 249, 251, 258, 343
マレンコフ	336	門戸開放	67, 83, 95, 102, 124, 125, 136, 171, 186, 220, 355
満韓交換	69	モンブラン	38
満洲国	127, 128, 131, 138, 154, 155, 161, 175, 216, 220, 363	や 行	
満洲事変	103, 120, 122-124, 127, 128, 130, 133, 135-137, 139, 142, 152, 203, 247, 362	柳原前光	40, 51
満洲に関する日清条約	76, 356	矢野征記	162, 163
満洲里邦人拉致事件	133	矢野文雄	52
万宝山事件	120, 362	谷萩那華雄	163
三浦梧楼	52, 65	山県有朋	34, 61, 65, 71, 74, 91, 93, 94, 113, 353, 354, 360
ミコヤン	340	山県・ロバノフ協定	65, 354
水野忠精	32	山口尚芳	40
水野忠徳	23	山田頤義	50
三井	139	山本五十六	136, 185, 193, 215, 242
三菱	139	山本権兵衛	358, 360
水戸斉昭	20, 22 → 徳川斉昭	——内閣	87, 140
南次郎	122, 128, 139	ヤルタ会談	367
南満洲鉄道	79, 90, 250	ヤルタ秘密協定	250
宮本太郎	189, 191	湯浅倉平	186
繆斌	250	湯沢三千男	245
民主主義	100, 135, 141, 257, 271, 275, 279, 282, 336	楊儒	69
民法	50, 52, 53, 109	横浜正金銀行	97, 167, 335
向井忠晴	205	吉井友実	41
武者小路公共	142, 154, 155	芳沢・カラハン協定	111
ムソリーニ	184, 200	芳沢謙吉	111, 116, 127, 133, 206, 361, 362
陸奥宗光	55, 56, 62-64, 80, 242, 243, 353-355	吉田清成	45
武藤章	148, 170, 192, 213, 231, 244	吉田茂	250, 281, 282, 284, 285, 288, 289, 307, 313, 315, 317, 323, 367-369
村垣範正	24	——内閣	336
村田省蔵	334	吉田善吾	165, 186, 187, 189, 192, 214
メーズ	167	ヨップエ	110-112, 360
モアー	223	米内光政	147, 149, 151, 154, 162, 178, 181, 182, 184-188, 225, 248-254, 259,
蒙疆銀行	158		

227, 247, 248, 260, 261, 364  
——内閣 162, 175, 182, 185-187, 197  
ビルマ・ルート 174, 207  
広田弘毅 131-133, 135, 138, 147, 149,  
155, 156, 159, 168, 225, 233, 253, 254,  
363, 364  
——内閣 140  
広田三原則 138  
閔氏 46  
閔台鎬 47  
閔派 65  
ピンハム 44  
閔妃 64, 65, 354  
  
ファシズム 120, 131, 135, 141  
フーヴァー 117  
フーヴァー(ジュニア) 331  
フェドレンコ 340  
溥儀 128  
福沢諭吉 27, 48  
福地源一郎 27  
福留繁 186, 193  
傳作義 139  
藤山愛一郎 334  
不承認主義 125  
不戦条約 117, 152, 361, 362 →パリ条約  
(1928年)  
チャーチン 18, 19, 21, 348  
仮印特別円 333, 335  
福建省不割譲 67, 354  
不平等条約 39, 40, 42, 44, 45, 55, 81  
プライアン 84  
プライス 330  
フラダン 207  
プラッドレー 280  
ブリッジス 315  
ブリュイン 26  
ブルガーニン 336-340, 343, 370  
フルシチョフ 336, 338-340  
プレーヴェ 71  
フレーザー, ヒュー 56  
フレーザー, ブルース 266  
ブレーミー 266  
フレンチ 85  
  
ハイ 67, 83  
ペヴィン 278  
ペシイヤン・スマス 42  
ペゾプラゾフ 71  
ペリー 16-19, 44, 348

ヘルフィッヒ 266  
防穀令事件 55, 60, 353  
澎湖島 61-63  
暴支膺懲 148  
奉天半島還付条約 64  
法幣問題 170  
ポーツマス条約 78, 79, 290 →日露講和  
条約  
ホープ 26  
ボーリング 19, 20  
ボーリング商会 85  
ボーレー 275, 368  
朴泳孝 47, 60  
北鉄譲渡 133  
星島二郎 289, 307  
北海事件 138  
堀田正昭 180, 191  
堀田正睦 20-22, 348  
ポツダム会談 254, 255, 367  
ポツダム政令 282  
ポツダム宣言 255, 259, 260, 263, 264,  
267, 275, 292, 367  
北方軍閥 113  
堀内干城 167  
堀利熙 23  
堀内謙介 171, 191, 214  
堀本礼造 46  
ボルシェヴィキ 98  
ボロディン 112  
  
ま 行  
  
マーシャル 274  
マーフィー 321, 331  
マイヤース 167  
牧野伸顯 84, 99, 100, 128, 358  
マグサイサイ 326, 334  
マクドナルド 117  
真崎甚三郎 139  
松井石根 167  
松井慶四郎 361  
松岡・アンリ協定 207  
松岡洋右 130, 131, 166, 177, 189-197,  
199-202, 206, 207, 210, 211, 213-215,  
217, 222-225, 249, 365  
マッカーサー 264, 266, 270, 271, 275,  
277, 279-284, 367-369  
松方正義 53, 91, 113, 353, 354  
——内閣 53

日支新関係調整方針	160, 161	橋本欣五郎	120
日支防共協定	161	畠俊六	165, 186-188
日清講和条約	62, 354	バタワーズ	279
日清修好条規	40, 350, 351	八八艦隊	101, 359
日清戦争（戦役）	46, 60, 61, 66, 69, 83, 136, 203, 242	ハック	141
日清通商航海条約	64	バッグ	251
日清通商条約	46	服部卓四郎	211
日ソ基本条約	361	鳩山一郎	334, 336, 338, 339, 369, 370
日ソ共同宣言	339, 344, 370	——内閣	334, 336
日ソ漁業交渉	337, 370	花房義質	42, 46, 47
日ソ大連会議	110, 360	花谷正	122
日ソ中立条約	146, 166, 197, 200, 201, 217, 222, 251, 365, 367	埴原正直	109
日ソ長春会議	110, 360	浜口雄幸	362
日ソ東京会議	110	浜田国松	140
日ソ不可侵条約提案（日ソ不侵略条約案）	133, 198, 199	林権助	81
二・二六事件	137, 139, 140, 247, 364	林銃十郎	364
日比谷焼打事件	76, 356	林董	63, 64, 70, 77, 78, 82, 356, 357
日本・ビルマ間賠償及び経済協力協定	333	原敬	55, 100, 113, 359
日本・ビルマ間平和条約	333	——内閣	106, 107, 113
日本・ビルマ賠償協定	334	原田熊雄	183
日本・フィリピン賠償協定	334	パリ条約（1928年）	125 →不戦条約
ニミツ	266	ハリス	20-22, 24, 26, 348
ニュールンベルグ国際軍事裁判	177	ハリファックス	169
ネツリン	85	パリ平和会議	99, 100
ネリ	334	ハリマン	76, 85
ノイラー	154	パリ約定（1864年）	30, 32
ノックス（海軍長官）	197	ハル	131, 132, 135, 165, 171, 201, 202, 216, 217, 223-225, 227, 228, 230, 236-238
ノックス（国務長官）	79, 85, 357	ハル・ノート	237, 238, 243, 366
野村吉三郎	172, 173, 186, 193, 201, 202, 213-217, 222-228, 230, 232-234, 236-238, 365	バルカン戦争	87, 357
ノモンハン事件	175, 364	バルチック艦隊	73, 74
は 行		ハルトレー	49, 351
パークス	31, 33-35, 38, 39, 45	バルバロッサ作戦	198
バーンズ	261	バルフォア	103
梅思平	161, 163	蓄書調所	20, 21
賠償問題	285, 325, 326, 333, 334	版籍奉還	39, 350
排日運動	92, 93, 107-109, 114, 136, 151	日置益	91, 92
廢藩置県	40, 350, 352	東久邇宮稔彦王	232, 249, 250, 263, 264, 367
ハウス	100	——内閣	263, 264
白崇祺	112	日高信六郎	149
馬建忠	47	一橋慶喜	28, 29 →徳川慶喜
		ヒトラー	134, 182, 184, 190, 195, 196, 198-200, 249, 363, 364
		ヒューゲッセン	152
		ヒューズ	101-103, 109
		ヒュースケン	26, 349
		平沼駿一郎	162, 163, 182, 184, 222, 226,

独立党 47, 48, 55, 60  
ド・ベルクール 29  
苦米地義三 289, 307  
ドムニツキー 336, 370  
豊田副武 252, 259, 260, 263  
豊田貞次郎 148, 193, 213–215, 225, 226, 228, 230, 231, 366  
ドラウト 216, 217  
トラウトマン 155  
ドラモンド・杉村案 130  
トルーマン 255, 258, 274, 283, 284, 288  
ドレーパー 276  
ドンケル・クルティウス 17

な 行

内蒙（古） 79, 91, 92, 137, 155, 161, 162  
→東部内蒙古 西部内蒙古  
永井尚志 23  
永井松三 117, 136, 228  
長岡春一 204  
永野修身 136, 226, 228  
中村震太郎 120  
中村豊一 160  
ナチス 134, 141, 178, 187, 224, 256, 363  
生麦事件 28, 349  
南京事件（1913年） 358  
南京事件（1927年） 107, 112, 361  
南京条約 15  
南京政府 112, 114, 122, 147, 149, 152, 154–156  
ニール 29  
新納久修 32, 33  
尼港事件（ニコライエフスク虐殺事件） 99, 110, 111, 360  
ニコライ二世 53, 65, 66, 71, 75  
西徳二郎 66, 354  
西原一策 207  
西原亀三 97  
西原借款 97, 106  
西春彦 175, 192  
西村茂樹 52  
西・ローゼン協定 66, 354  
日英海関協定 168  
日英改正条約 56  
日英協定 19  
日英修好通商条約 23  
日英同盟 68–71, 76–78, 81, 83, 85–87, 90, 91, 93, 103, 108, 355–357

日英独三国同盟提案 69  
日英米三国協商 103  
日独伊（三国）同盟（条約） 146, 166, 177, 179, 182, 185, 187–189, 191–194, 196–198, 201, 202, 204, 205, 208, 212, 215, 216, 222, 226–228, 230, 234, 236, 237, 247, 364, 365  
日独伊提携強化案 188, 190  
日独伊防共協定 161  
日独防共協定 133, 141, 142, 174, 175, 177, 364  
日独防禦同盟 141  
日独北部連邦修好通商航海条約 39  
日仏協商 77  
日仏協約 78, 79, 83, 357  
日仏修好通商条約 23  
日米安全保障条約 313, 315, 319, 326, 331, 369  
日米改正条約 45  
日米行政協定 321, 322, 369  
日米協約 83  
日米原子力協定 332, 370  
日米修好通商条約 22, 348  
日米通商（航海）条約 84, 170, 171, 172, 204, 221, 365  
日米友好通商航海条約 320  
日米諒解案 217, 222, 224  
日米和親条約 17, 348  
日満ソ三国共同国境委員会 133  
日蘭修好通商条約 23  
日蘭追加条約 21  
日露協商 65, 77, 78, 90, 94  
日露協約 69, 70, 78, 79, 83, 95, 357, 359  
日露講和条約 75, 76, 81, 356 →ポーツマス条約  
日露修好通商条約 23  
日露戦争 71, 76–78, 83, 96, 203  
日露追加条約 21  
日露同盟 94  
日露和親条約 19  
日華協議書類 164, 165  
日華事変 146, 148, 152, 157, 160, 166–169, 172–175, 178, 186, 187, 195, 199, 203, 204, 207, 218–220, 222, 232, 242, 247, 364  
日華同盟条約 246  
日韓覚書 82  
日韓議定書 81, 356  
日韓修好条規 44, 46  
日韓新協約 81

チェコ（スロヴァキア）軍 98  
治外法権 21, 45, 49, 54, 156, 162, 237, 245, 321, 322  
千島 14, 15, 18, 43, 250, 290, 351, 368  
地租改正 42, 44  
チタ政府 110  
チャーチル 187, 201, 213, 227, 245, 247, 250, 255, 366  
察南 →さ行  
中華民国維新政府 159, 162, 165, 168  
中華民国臨時政府 156, 158, 159, 162, 165, 167  
中国閥特別會議 108  
仲裁裁判條約 77  
中ソ航空協定 174  
中ソ新通商協定 174  
中ソ不可侵条約 152, 174  
中ソ友好同盟條約 279, 368  
中堂觀憲 207  
駐平政務委員会 137  
張蔭桓 62, 64  
張學良 120, 122, 123, 132, 147  
張群 114, 139  
張鼓峰事件 175, 364  
張作霖 107, 113, 115, 116, 120  
張作霖爆死事件 116, 120, 362  
張自忠 149  
朝鮮貴族会 82  
朝鮮銀行（鮮銀） 97, 139, 158  
朝鮮総督 82  
チョウ・ニエン 333  
趙寧夏 47  
沈船引揚げ 296, 325, 326, 334  
珍田捨己 84

塙田攻 233  
辻政信 213  
津田三藏 53, 353  
筒井正憲 20  
ツツイラ号 226

程錫庚 169, 170  
ディルクゼン 155  
デットリング 62  
出淵勝次 124  
テヘラン会談 247, 366  
寺内寿一 140  
寺内正毅 82, 97, 357, 359  
——内閣 97, 106, 107  
寺島宗則 32, 44, 45, 49, 351 →松木弘安

デレヴィヤンコ〔=デレヴィヤンコ〕 266  
デロンギ 40  
天津英租界封鎖問題 184  
天津条約（1858年） 23  
天津条約（日清1885年） 48, 60, 352  
天津条約（清仏1885年） 352

土肥原賢二 128, 137  
土肥原・秦徳純協定 137, 156  
東亜新秩序声明 169, 364  
東学党 56, 60, 61, 353  
統監府 81, 356  
陶希聖 164, 165  
東郷茂徳 175, 178-180, 191, 192, 232-234, 236, 238, 239, 242-245, 251-255, 257-261, 263, 264, 366, 367  
唐紹儀 85  
東条英機 139, 166, 189, 190, 192, 193, 206, 213, 222, 226, 231, 232, 234, 239, 242-245, 248, 251, 366, 368  
——内閣 232, 233, 242, 244, 246-248  
湯爾和 158  
東清鉄道 68, 85  
統帥権 118  
統帥部 150, 151, 190, 210, 211, 222, 228, 229, 231, 233  
統制派 139, 140  
東禪寺事件 26-29  
東拓 139  
東部内蒙古 79, 91, 92 →内蒙古  
東方会議 114, 115, 361  
東宮鉄男 116  
唐有任 138  
徳王 137, 139, 154  
独逸伊三国同盟 86  
徳川昭武 34  
徳川家茂 24, 29, 349  
徳川齊昭 349 →水戸斉昭  
徳川宗敬 289, 307  
徳川慶喜 33-35, 38 →一橋慶喜  
独裁主義 141  
徳寿宮李太王 82  
特殊権益 79, 156  
特殊地域 115, 116, 128, 130, 155  
特殊利益 70, 72, 78, 79, 95, 102, 115  
独ソ戦 200, 201, 211, 215, 224  
独ソ不可侵条約 175, 185, 191  
特別円問題の処理に関する日・タイ協定 335

- |   |   |
|---|---|
| <p>249</p> <p>スターリン 198–201, 247, 250, 365</p> <p>スターリング 19</p> <p>スタイン 51</p> <p>スタインハルト 199, 201, 217</p> <p>スダルソノ 326</p> <p>スティムソン 124, 125</p> <p>スティムソン・ドクトリン 125, 126, 362</p> <p>ストライク 275, 276</p> <p>ストレート 85</p> <p>住友 139</p> <p>スマタニン 244</p> <p>西安事件 147, 174, 364</p> <p>西太后 67, 68, 85</p> <p>成都事件 138</p> <p>西部内蒙ゴ 79 →内蒙ゴ</p> <p>浙江財閥 112</p> <p>戦争指導基本要綱案 253</p> <p>全体主義 120, 141, 275</p> <p>占領地域経済復興援助資金 276</p> <p>占領地民政救済資金 276</p> <p>増祺 69</p> <p>宋子文 121, 122</p> <p>総司令部 270, 271, 276, 277, 281, 284, 286, 323</p> <p>宋哲元 137, 138, 147, 149, 150</p> <p>総力戦研究所 208</p> <p>副島種臣 40–43, 45, 351</p> <p>租界還付及治外法権撤廃等に関する日華協定 245</p> <p>曾禰荒助 82, 355</p> <p>ソボレフ 336</p> <p>ソ連代表部 317, 318, 336</p> <p>孫文 87, 111, 112, 361</p> <p style="text-align: center;">た 行</p> <p>大院君李显応 42, 46, 47, 61, 64, 65, 352, 354</p> <p>対華二十一箇条要求 91–93, 96, 100, 107, 358, 360</p> <p>対支院 159, 160</p> <p>大政奉還 35, 38</p> <p>大西洋憲章 227, 244, 366</p> <p>大東亜會議 246</p> <p>大東亜共栄圏 190, 205, 208, 212</p> <p>大東亜共同宣言 246, 366</p> <p>大東亜圏 190</p> | <p>大東亜省 244</p> <p>大同炭鉱 158</p> <p>対日石油輸出禁止 213, 366</p> <p>対日理事会 270, 317, 318</p> <p>対仏印・タイ施策要綱 208</p> <p>大邦丸事件 323</p> <p>大本營 61, 63, 201, 210, 232, 264–266</p> <p>大連会議 110, 360</p> <p>台湾 42, 62, 63, 67, 97, 160, 290, 351</p> <p>台湾銀行 97, 113</p> <p>台湾軍研究部 213</p> <p>高木惣吉 180, 184</p> <p>高崎達之助 334, 336</p> <p>高橋是清 91, 113, 131, 360</p> <p>高平・ルート協定（協商・協約） 79, 84, 85, 357</p> <p>高松宮宣仁親王 259, 260</p> <p>財部彪 117</p> <p>竹添進一郎 47, 48</p> <p>竹内保徳 27, 28</p> <p>武富敏彦 191</p> <p>竹本正明 29</p> <p>竹本正雅 29</p> <p>田尻愛義 162</p> <p>辰巳栄一 182</p> <p>建川美次 122, 139, 200, 201</p> <p>伊達宗城 33, 40</p> <p>田中外交 112, 114, 115, 120, 128</p> <p>田中義一 113–116, 361</p> <p>——内閣 114, 116, 120</p> <p>田中静庵 263</p> <p>田中上奏文 115</p> <p>田中新一 148</p> <p>田中声明 115</p> <p>田中隆吉 139</p> <p>谷・アンリ会談 173</p> <p>谷干城 50, 52</p> <p>谷正之 173, 174, 245, 366</p> <p>タフト 83, 85, 356</p> <p>ダレス 254, 279–286, 313, 315, 330, 331, 343</p> <p>段祺瑞 97, 107, 108</p> <p>塘沽停戦協定 132, 137, 156, 363</p> <p>端郡王 67</p> <p>团琢磨 128</p> <p>团匪 67</p> <p>团匪（賠） 債金 112, 168</p> <p>チアノ 196</p> <p>治安維持会 150, 157, 158, 167</p> |
|---|---|

西園寺公望	99, 130, 354-357, 359	
最惠国条款	18, 40, 47, 51	
最高戦争指導會議	249, 252, 253, 367	
西郷隆盛	33, 34, 41, 44, 351	
西郷従道	351	
蔡廷楷	127	
斎藤実	117, 128, 130, 131, 363	
——内閣	131, 140	
斎藤与蔵	151	
斎藤良衛	177, 191, 192, 194	
在米日本資産凍結令	213	
済物浦条約	47, 60, 352	
迫水久常	252, 259	
察南自治政府	153, 157	
佐藤尚武	188, 244, 246, 249, 251, 253-255, 258, 364	
サト一	33, 34	
沢田廉三	191, 320, 336	
沢宜嘉	350	
三月事件	120, 121	
三国干渉	63, 65, 69, 70, 242, 354	
山東出兵	114, 120, 361, 362	
サンフランシスコ平和会議	288, 323	
サンフランシスコ平和条約	286, 325, 326, 331	
C C 団	149	
シーポルト	281	
シーメンス事件	87, 358	
シェピーロフ	338, 343	
重光葵	121, 127, 175, 191, 201, 214, 245-247, 249-251, 259, 260, 264, 266, 331, 332, 338, 344, 366, 367, 369, 370	
四国借款団	86	
志道聞多	349 →井上馨	
事大党	47, 60	
施肇基	102	
幣原外交	106, 108, 109, 113, 115, 118, 123, 128	
幣原喜重郎	106, 107, 110, 111, 117, 123-125, 228, 361, 362, 367	
品川弥二郎	34	
支那事変処理根本方針	156	
柴山兼四郎	148	
シベリア出兵	88, 99, 359	
シベリア撤兵	108, 360	
島田三郎	52	
嶋田繁太郎	232, 248	
島津久光	28, 29	
清水董三	163	
下田条約	21	
下関事件	30, 32, 33, 349	
下関（事件）取締書	30, 31, 349	
下関砲撃事件	30	
下村海南	252, 263	
上海事変（事件）	126, 214, 362	
上海停戦協定	156	
重慶政権（政府）	163, 165, 212, 213, 243	
周仏海	163	
自由民権運動	44, 45, 51	
周隆庠	164	
ショミット	200	
蔣介石	114, 120, 122, 132, 139, 147, 149, 155, 157, 247, 255, 361	
——政権（政府）	112, 159-161, 163, 173, 198, 212, 213, 219, 220	
尚泰	46	
勝田主計	97	
昌徳宮李王	82	
商法	50, 53	
条約改正	40, 45, 48-57, 80, 351-353	
邵友濂	62	
徐永昌	266	
徐州会戦	159	
徐世昌	85	
ジョンストン報告	276	
ジョンソン（国防長官）	280, 281	
ジョンソン（陸軍次官補）	284	
白川義則	127	
白鳥敏夫	130, 180-185, 187, 191, 192	
清韓条約	61	
清韓水陸章程	47	
壬午政変	46, 47	
紳士協約	79, 84, 109	
秦徳純	137, 150, 156	
新見正興	24, 349	
人民戦線	141, 147	
綏遠事件	147	
綏芬河事件	133	
末松謙澄	242	
須賀彦次郎	163	
杉村濬	60	
杉山彬	68, 355	
杉山元	147, 149, 154, 160, 228, 232, 233, 249, 250	
鈴木貫太郎	195, 251-254, 258-263, 367	
——内閣	251, 252	
鈴木貞一	226, 231, 245, 246	
スターマー	188, 191, 192, 194, 195, 214,	

- クロパトキン 71, 73, 355  
 グロムイコ 339, 340  
 桑島主計 191  
 軍縮会議 117, 134, 136, 137, 361–363  
 軍縮条約 136, 363  
 軍部大臣任用制 140 →陸軍大臣現役制度  
 警察予備隊 282, 368  
 慶親王 68, 76  
 ゲオルギ 94  
 ゲオルギオス 53  
 ケットレル 68  
 ケルチュナー 289  
 ケレンスキイ 98  
 ケロッグ 117, 362  
 建艦競争 78, 86  
 憲政擁護運動 140  
 顧維鈞 100, 130  
 小池張造 92  
 小磯国昭 139, 248–251, 366  
 —内閣 246, 248, 249, 251  
 小出秀実 350  
 興亜院 159, 160, 165, 172, 180, 244  
 広安門事件 150  
 江華条約 44, 47  
 江華島事件 43, 351  
 謬州湾 66, 91, 99, 354  
 洪鐘宇 55  
 孔祥熙 160  
 光緒帝 67, 68  
 甲申の変 47, 55, 352  
 高宗武 161–163, 165  
 興中公司 139, 158  
 皇道派 139  
 抗日救国十大綱領 174  
 河野一郎 331, 337, 339, 340, 342, 370  
 黄郛 132, 137  
 公武合体 24, 28, 29, 34  
 神戸事件 38  
 孝明天皇 24, 34  
 河本大作 116  
 康有為 67  
 高凌霨 158  
 古賀清志 128  
 古賀峯一 248  
 国際司法裁判所 293, 302, 320, 325  
 国際連合 250, 271, 289–293, 302, 315,  
     318–320, 341, 343, 367
- 国際連合憲章 281, 288, 289, 292, 314,  
     340, 341, 367  
 国民政府 112, 114, 126, 137, 138,  
     155–157, 167–169, 237, 273, 277, 362,  
     364  
 国民党 87, 107, 112, 123, 137, 141, 147,  
     161, 163  
 護憲問題 87  
 ココフ・オフ 82, 85  
 コザコフ 94  
 五・三〇事件 108, 361  
 五・四運動 107  
 児島惟謙 53  
 小島秀雄 180  
 五相会議 131, 159, 162, 163, 168,  
     178–185, 364  
 御前会議 52, 63, 71, 73, 92, 156, 160,  
     161, 163, 194, 211, 212, 224, 228–230,  
     234, 236, 238, 253, 254, 260, 262, 366  
 五代友厚 32  
 児玉源太郎 74, 242  
 国共合作 112, 141, 147, 174, 364  
 国共再合作 147, 174  
 国共分離 112, 114  
 伍廷芳 62  
 吳鉄城 126, 127  
 後藤象二郎 34, 51  
 後藤新平 87, 110, 359, 360  
 後藤文夫 140, 364  
 近衛声明 161, 162, 364  
 近衛文麿 147, 150, 160, 161, 178, 180,  
     181, 187–190, 193, 194, 199–202, 211,  
     213–215, 217, 221–226, 228, 231, 232,  
     246–248, 250, 251, 254, 255, 259, 260,  
     264, 364–367  
 —内閣 147, 159, 166, 177, 181, 189,  
     197, 202, 205, 207, 213, 225, 226, 244,  
     246, 263  
 吳佩孚 162, 163  
 小林一三 205  
 コミンテルン 141, 142, 161, 174  
 小村・ウェーバー協定 65, 354  
 小村寿太郎 65, 70, 71, 72, 74–80, 242,  
     354–357  
 米騒動 101, 359  
 ゴロウニン 15

## さ 行

西園寺公一 199, 217

- |             |  |             |   |
|-------------|--|-------------|---|
| 加瀬俊一 (としかず) | 201, 331   | 岸信介         | 331, 370  |
| 片山哲         | 368  | キスレンコ       | 318   |
| 香月清司        | 149, 150, 158  | 冀東防共自治政府    | 138   |
| ガット         | 319, 321   | 木戸幸一        | 188, 190, 225, 226, 232, 239,<br>244-246, 248, 250, 251, 253, 259-263 |
| 割腹問答        | 140  | 木戸孝允        | 33, 34, 40  |
| 桂太郎         | 70, 71, 74, 83, 87, 242, 355-357   | 木村喜毅        | 25  |
| ——内閣        | 70, 87   | 九国条約        | 102, 124, 152, 153, 171, 360  |
| 勝麟太郎        | 25   | 救国反共同盟会     | 162   |
| 加藤外松        | 170, 171   | キューパー       | 29  |
| 加藤高明        | 69, 77, 84, 87, 90-93, 109, 113,<br>355, 356, 358, 361                       | 京極高朗        | 27  |
| ——内閣        | 111  | 共産インターナショナル | 142, 179  |
| 加藤友三郎       | 101, 106, 360  | 共産党         | 112, 114, 120, 141, 147-149, 174,<br>282, 337, 368                    |
| ——内閣        | 106  | 恭親王         | 45  |
| 加藤寛治        | 118  | 清浦奎吾        | 106, 361  |
| 加藤弘之        | 52   | 極東委員会       | 270-275, 277, 280, 283  |
| 金井章次        | 158  | 極東共和国       | 110   |
| 神奈川条約       | 18, 21   | 極東国際軍事裁判    | 177, 231, 294, 368  |
| 金子堅太郎       | 242  | 極東総督府       | 72  |
| 鐘紡          | 139, 158   | 清沢冽         | 242   |
| 樺山資紀        | 62   | 拒否権         | 272-274, 281, 318, 320, 343, 344                                      |
| 華北政務委員会     | 165  | キリノ         | 326   |
| 神尾光臣        | 91   | 義和団         | 66-68, 355  |
| 上村伸一        | 122  | 金玉均         | 47, 48, 55, 60, 353   |
| 賀屋興宣        | 160, 232, 233  | 金宏集         | 46, 48, 65  |
| カラハン        | 111, 112, 361  |             |   |
| 樺太          | 14, 15, 18, 19, 39, 40, 43, 74-76,<br>111, 198, 200, 201, 250, 290, 350, 361 | クーレー        | 32, 34  |
| 樺太・千島交換条約   | 43, 351  | 久世広周        | 28  |
| ガリオア基金      | 276  | グナリスト       | 51  |
| カリフォルニア土地法  | 84   | 久原房之助       | 249   |
| ガルシア        | 334  | 窪田静太郎       | 195   |
| 川上俊彦        | 111  | クラーク        | 323   |
| 川越茂         | 139  | グラント        | 45, 46, 352   |
| 川路聖謨        | 20   | グリーン        | 90  |
| 河辺虎四郎       | 264, 266   | クリップス       | 201   |
| 閑院宮載仁親王     | 188  | 栗野慎一郎       | 56, 71, 72, 78  |
| 顔惠慶         | 130  | クリミア戦争      | 18, 19, 348   |
| 韓国併合        | 81, 82, 357  | 栗本鋤雲        | 34  |
| 関税自主権       | 45, 108  | グリン         | 16  |
| 関税収入        | 54, 158, 167, 168  | グルー         | 172, 186, 193, 197, 202, 214, 226,<br>238, 365                        |
| 乾岱子事件       | 133  | 来島恒喜        | 52  |
| 関東大震災       | 113, 360   | 来栖三郎        | 187, 188, 191, 196, 198, 214,<br>234, 236, 237                        |
| 広東財閥        | 112  | クルティウス      | 17, 20, 21  |
| 漢治萍公司       | 92   | グレー         | 77, 87, 90  |
| 咸臨丸         | 25, 349  | クレギー        | 168-171, 174, 184   |
| 機会均等        | 67, 79, 80, 95, 102, 110, 124,<br>136, 171, 230, 296, 355                    | 黒田清隆        | 40, 43, 44, 52, 351, 353, 354   |
| 冀察政務委員会     | 138, 147, 149  | ——内閣        | 52  |

ウォルシュ	216, 217	大川周明	120
ウォレス・ヒル	42	大城戸三治	149
宇垣一成	120, 121, 141, 159, 160, 168, 169, 171, 175, 178, 180, 244, 249, 364	大久保利通	34, 40, 41, 42, 352
——内閣	141	大隈重信	39, 45, 51, 52, 353, 354, 358, 360
宇垣和平工作	159	——内閣	84, 87, 90, 97
後宮淳	148	大島健一	180
内田康哉	117, 129, 130, 357, 359, 360, 363	大島浩	141, 142, 177, 178, 180-185, 187, 197, 201, 223
于沖漠	127	大角岑生	130, 131
梅津・何応欽協定	137, 149, 156, 363	大谷尊由	150
梅津美治郎	186, 249, 252, 254, 259, 260, 263, 264, 266	大島圭介	60, 61, 64
ト部敏男	334	大野勝巳	326, 334
得撫島	19, 43	大野・ガルシア覚書	334
雲南鉄道	173	大橋忠一	191, 192, 194, 222
英仏協商	77	大原重徳	28
英仏協約	86	大村益次郎 (村田藏六)	33, 350
英仏露三国不講和宣言	93, 94	大山勇夫	151
英仏露三国協商	86	大山巖	61, 73, 242
英連邦対日講和運営委員会	280	大山事件	167
英露協商	77	オーリック	16
英露協約	86	オールコック	24, 26-28
エッカルト・シュタイン	69	岡崎勝男	315, 317, 321, 326, 327, 330, 333, 369
沢捉島	19	小笠原長行	29
榎本武揚	53, 54, 353	岡敬純	231
M S A	326, 327, 330, 331, 369	岡田啓介	247, 248, 251, 252, 363
エルギン	23	緒方竹虎	249, 250
エロア資金	276	岡本季正	251, 260
援蔵	169, 173, 174, 207	沖縄	46, 252, 330, 367
——ルート	174, 207	小栗忠順	25, 32
袁世凱	55, 60, 61, 76, 85, 87, 107, 358	オット	190, 191, 194, 223
及川古志郎	193, 211, 214, 215, 226, 231, 252	オリファント	26, 33
オイレンブルグ	26	温世珍	167
墺洪条約	39	温宗堯	159
王克敏	156, 158, 159, 163, 165, 167	か 行	
汪精衛	→汪兆銘	カ一	168
王世子	82	海関税権	45, 54
王政復古	28, 33	改税約書	31-33, 49, 50, 350
——の大号令	38, 350	外蒙(古)	79, 138, 142, 175, 250, 343, 344
王寵惠	149	カイロ宣言	247, 256, 258, 366
汪兆銘(汪精衛)	138, 161-163, 165, 166, 364, 365	ガウス	184
——政權(政府)	165, 166, 220	郭松齡	107
大井憲太郎	48	影佐禎昭	161-163
大石正己	55	笠原幸雄	178
大江卓	41	カサブランカ会談	245, 366
		和宮	24, 349
		加瀬俊一(しゅんいち)	260-263

## 索引

### あ 行

- 青木周蔵 52, 53, 56, 353, 354  
 アジア・モンロー主義 136  
 芦田均 368  
 アチソン 278, 279, 288, 315  
 阿南惟幾 251-253, 259-261, 263  
 アバザ 71  
 阿部勝雄 182  
 阿部信行 165, 166, 186, 365  
 ——内閣 186, 187, 197  
 阿部正弘 20, 22  
 阿片戦争 15, 23  
 天羽英二 188, 191, 227, 230, 231, 245  
 天羽声明 134, 136, 363  
 荒木貞夫 128, 130, 131, 139  
 有栖川宮威仁親王 53  
 アリソン 277, 280, 284, 286, 330, 331  
 有田声明 204, 205  
 有田八郎 160, 162, 165, 169, 171,  
     180-182, 184, 186-188, 190, 205, 208,  
     211, 364, 365  
 アレクサンドル二世 42  
 アレクセーエフ 69, 72  
 アロー号事件 19, 23, 348  
 安政条約 32, 39  
 安藤信正（信睦） 24, 27, 349  
 安東義良 190  
 安南事件 48  
 安奉線 83, 87, 90  
 アンリ 173, 174, 207  
 イーデン 152  
 井伊直弼 22-24, 27, 348, 349  
 井川忠雄 217  
 井口貞夫 331  
 池田成彬 160, 178, 181, 182  
 池田長発 30  
 池田勇人 289, 307  
 伊沢多喜男 140  
 石射猪太郎 148, 157  
 石井菊次郎 93, 95, 98, 108, 117, 195,  
     358-360

- 石井・ランシング協定 95, 98, 108, 359,  
     360  
 イシコフ 337  
 石沢・ハルト協定 204  
 イシット 266  
 石橋湛山 370  
 石原莞爾 122, 148, 250  
 伊集院彦吉 360  
 石渡莊太郎 182, 187  
 イズウォルスキー 78  
 板垣征四郎 121, 122, 160, 162, 163, 178,  
     181, 182, 185, 186  
 板垣退助 43  
 一万田尚登 289, 307, 308  
 一進会 82  
 伊藤述史 182  
 伊藤博文（俊輔） 31, 33, 40, 48, 50, 51,  
     53, 62-64, 69-71, 74, 81, 82, 87, 242,  
     349, 352-355, 357  
 ——内閣 55, 66, 69  
 伊東巳代治 62  
 伊土戦争 87  
 大養健 162, 163  
 大養毅 128, 362, 363  
 井上馨 31, 44, 47, 49, 50, 54, 65, 69, 93,  
     94, 352 →志藤聞多  
 井上清直 21-23  
 井上成美 185  
 井上準之助 128, 362  
 今井武夫 161  
 今田新太郎 121  
 岩倉具視 24, 39, 40, 41, 350, 351  
 岩畔豪雄 217  
 岩瀬忠震 20-23  
 殷汝耕 138  
 ウィッテ 66, 71, 74, 75  
 ウィルソン 86, 96, 100, 359  
 ウエード 42  
 ウェーバー 65, 354  
 ヴェルサイユ体制 106, 134  
 ウォーカー 217  
 ヴォーリーズ 279